

# 有価証券報告書

事業年度　自 平成29年4月1日  
(第38期)　至 平成30年3月31日

明豊ファシリティワークス株式会社

---

# 有価証券報告書

---

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

頁

第38期 有価証券報告書

【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【沿革】 .....	3
3 【事業の内容】 .....	4
4 【関係会社の状況】 .....	9
5 【従業員の状況】 .....	9
第2 【事業の状況】 .....	10
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 .....	10
2 【事業等のリスク】 .....	12
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	14
4 【経営上の重要な契約等】 .....	20
5 【研究開発活動】 .....	20
第3 【設備の状況】 .....	21
1 【設備投資等の概要】 .....	21
2 【主要な設備の状況】 .....	21
3 【設備の新設、除却等の計画】 .....	21
第4 【提出会社の状況】 .....	22
1 【株式等の状況】 .....	22
(1) 【株式の総数等】 .....	22
(2) 【新株予約権等の状況】 .....	23
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 .....	29
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 .....	29
(5) 【所有者別状況】 .....	29
(6) 【大株主の状況】 .....	30
(7) 【議決権の状況】 .....	31
2 【自己株式の取得等の状況】 .....	32
3 【配当政策】 .....	33
4 【株価の推移】 .....	33
5 【役員の状況】 .....	34
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 .....	36
第5 【経理の状況】 .....	43
1 【連結財務諸表等】 .....	43
(1) 【連結財務諸表】 .....	43
(2) 【その他】 .....	43
2 【財務諸表等】 .....	44
(1) 【財務諸表】 .....	44
(2) 【主な資産及び負債の内容】 .....	71
(3) 【その他】 .....	73
第6 【提出会社の株式事務の概要】 .....	74

第7 【提出会社の参考情報】 .....	75
1 【提出会社の親会社等の情報】 .....	75
2 【その他の参考情報】 .....	75
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	76

監査報告書

内部統制報告書

確認書

**【表紙】**

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 6月 26日

【事業年度】 第38期(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)

【会社名】 明豊ファシリティワークス株式会社

【英訳名】 Meijo Facility Works Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 貫 美

【本店の所在の場所】 東京都千代田区平河町二丁目 7番 9号

【電話番号】 03 (5211) 0066

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営企画本部長 大 島 和 男

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区平河町二丁目 7番 9号

【電話番号】 03 (5211) 0066

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営企画本部長 大 島 和 男

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (千円)	8,245,324	8,244,671	7,372,038	5,809,342	6,068,311
経常利益 (千円)	385,306	562,710	570,200	593,800	610,944
当期純利益 (千円)	222,893	350,159	374,063	427,189	431,434
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	534,192	534,192	534,192	534,192	543,404
発行済株式総数 (千株)	12,725	12,725	12,725	12,725	12,775
純資産額 (千円)	1,817,837	2,101,822	2,399,602	2,804,867	3,179,998
総資産額 (千円)	3,768,861	3,713,165	4,240,200	4,087,306	5,243,855
1株当たり純資産額 (円)	160.52	185.72	211.08	239.06	264.47
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	6.00 (—)	8.50 (—)	10.00 (—)	12.50 (—)	13.00 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	19.91	31.23	33.26	37.73	37.02
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	19.84	30.94	32.83	36.50	36.13
自己資本比率 (%)	47.7	56.1	56.3	67.0	59.4
自己資本利益率 (%)	13.0	18.0	16.7	16.7	14.7
株価収益率 (倍)	12.40	9.73	9.86	9.97	12.24
配当性向 (%)	30.1	27.2	30.1	33.1	35.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	201,830	203,657	57,670	238,023	1,032,571
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△33,472	△108,720	98,748	7,262	△22,233
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△180,413	△285,687	△146,000	△94,605	△124,934
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	1,541,883	1,351,133	1,361,551	1,512,232	2,397,635
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	146 (48)	155 (51)	156 (56)	162 (58)	161 (60)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。  
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

## 2 【沿革】

年月	事項
昭和55年9月	米国製飛散防止等窓貼フィルムの輸入・販売を目的に、明豊産業㈱を資本金5百万円で設立。
昭和58年4月	オフィス内装工事を開始。
平成元年4月	明朗会計方式(原価と当社の利益を顧客へ開示する方法)を導入。
平成2年9月	明豊㈱へ社名変更。
平成6年4月	アットリスクCM方式による設計&プロジェクトマネジメントサービスを、主に在外資系企業向けに開始。
平成6年11月	東京都新宿区本塩町8番地2へ本社を移転。
平成7年4月	顧客との情報共有システムとしてエクストラネットワーク(ウェブ上のプロジェクト毎のバーチャルプロジェクトルームで、工事の進捗状況や入札状況を顧客等の関係者と情報共有することができる仕組み)を稼動。
平成13年1月	東京都千代田区麹町五丁目4番地へ本社を移転。
平成13年4月	明豊ファシリティワークス㈱へ社名変更。
平成14年10月	ブロードバンドをベースとした顧客との情報共有システムとして、ビジネスプロセスコラボレーション(BPC:エクストラネットワークが情報を発信するのみであったのに対し、ビジネスプロセスコラボレーションでは顧客との共同作業が可能)を稼動。
平成16年2月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成16年11月	大阪市北区中ノ島へ大阪営業所開設。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成18年2月	ISMS/BS7999を認証取得。
平成18年12月	大阪市西区江戸堀へ大阪営業所移転。
平成19年1月	国際規格「ISO27001」/国内規格「JISQ27001」を認証取得。
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所(JASDAQ市場)に上場。
平成22年6月	Cyril Sweett plc(本社:英国)並びにWidnell Ltd(本社:香港)と業務提携(現Currie & Brown Holdings Ltd)。
平成23年9月	東京都千代田区平河町二丁目7番9号へ本社を移転。
平成24年6月	大阪営業所から大阪支店へ名称変更。
平成25年1月	大阪市中央区久太郎町へ大阪支店を移転。
平成25年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場。

### 3 【事業の内容】

#### (1) 事業の特徴

<報告セグメント別の事業内容と特徴>

当社は、オフィスや各種施設に関わるCM（コンストラクション・マネジメント）手法を用いた発注者支援事業を展開しており、そのサービスの内容等から、「オフィス事業」、「CM事業」及び「C R E M事業」の3つに区分しております。

なお、事業区分はセグメント区分と同一であります。

##### ①オフィス事業

オフィスの移転・新設・改修のプロジェクト・マネジメント、ICT・データセンターの構築、働き方改革、維持費削減を狙ったスペースの削減等、オフィスづくりと運用に関するあらゆる業務をサポートしております。また、オフィス移転等のコストは、当社に蓄積したコストデータベースに基づく見積査定と、CM手法による入札仕様書の作成、競争環境を構築した中での入札、その後の交渉を通して、コストミニマムを実現に努めています。

##### ②CM事業

ビルや教育施設、生産施設、医療施設、鉄道駅施設、商業施設、その他各種施設の建設・運用に関する業務を、CM手法を用いて、基本計画の作成から、入札仕様書作成、入札実施、設計マネジメント、施工マネジメントまで、プロセスを可視化した中で、発注者のプロジェクトの成功をサポートしております。また、オフィス事業同様、コストミニマムの実現に努め、プロが発注者側につくことによる迅速な意思決定と工期短縮、発注プロセスの可視化による透明性の向上等、顧客本位のサービスを提供しております。

##### ③C R E M事業

発注者が自社保有資産の最適化を行うC R E M（コーポレート・リアル・エステート・マネジメント）について、当社は発注者が行う保有資産の管理・運用業務や、発注者が保有する複数の施設の統廃合業務等について、CM会社としてその最適化業務を支援するサービス等を提供しております。発注者が行うC R E Mの中で、中長期修繕計画の策定支援等も行っております。

<全セグメント事業に共通するサービス内容と特徴>

当社のセグメントは、対象となる施設及びC R E Mサービスであるかに応じて、前述のとおり3事業に区分しておりますが、当社が発注者へ提供する発注者支援事業の内容は全事業で共通しており、その内容と特徴は以下の通りであります。

##### ①基本計画の策定

発注者の経営課題や要望に応じて、発注者の施設の調査・分析を当社が行い、施設の新築や改修、その実施方法等に基づいた複数の課題解決プランを、概算コストと想定される期間等の情報を含めて発注者へ提示し、発注者が選んだプランに基づき、当社が基本計画の策定を支援します。

##### ②入札仕様書の作成

設計会社と施工会社を分けて入札する方法と、設計も可能な施工会社へ設計施工一括で発注すること前提とした入札方法について、当社が発注者へメリットとデメリットを説明し、発注者が入札方法を決定します。

また、単に応札コストによる比較のみではなく、応札者の実績や独自の提案等、発注者にとって魅力のある区分ごとに配点を予め定めた総合評価表を発注者とともに作成し、これに基づき比較します。

発注者が決めた入札方法に応じた入札を行うため、当社は、応札者へ配布する入札仕様書を基本計画書に基づき作成し、発注者へ提供します。

発注者にとってコストミニマムにつながる専門性の高いものであることが特徴であります。

##### ③入札の実施

応札者が他の応札者の状況を分からないように当社が入札環境を工夫して設けることにより、競争環境における低い入札額を期待できます。また、各応札者の強みに関するアピールも受け付けるため、発注者にとって、単に金額だけではない総合評価方式による入札を行えることが特徴であります。

#### ④発注者による発注先決定の支援

発注者が比較判断しやすい形式にて、当社が応札情報を資料にまとめます。

発注者は当社がまとめた比較資料を用いて、専門用語等に関する情報や、応札者の実績等の情報を当社から入手した上で、自ら発注先を選定することが出来ます。

当社は発注者に対して、発注先を推奨することではなく、発注者の意思決定を支援する役割であることが特徴であります。

#### ⑤設計マネジメント

発注者によって選ばれた設計会社が、発注者の意思に沿う設計を行っているか、設計の品質を維持するための社内レビュー等のプロセスを行っているか等を当社が定期的に確認し、発注者へ報告致します。

当社は善管注意義務を負う中で高度な専門性に基づき設計会社をマネジメントし、設計責任は設計会社が負うことが特徴であります。

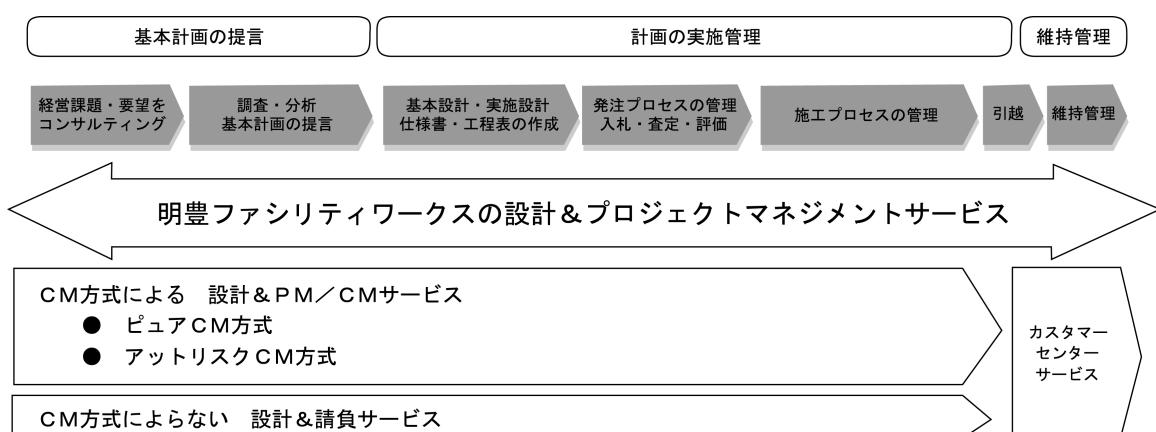
#### ⑥施工マネジメント

発注者によって選ばれた施工会社が、発注者の意思に沿う施工を行っているか、施工の品質を維持するための各種プロセスを行っているか等を当社が定期的に確認し、発注者へ報告致します。施工後、発注者の意思により、工事内容が追加変更されることも多く、コストの変更履歴を当社が整理して発注者へ報告致します。

当社は、多くのコスト管理実績から、報告内容について発注者から高い評価を得ていることが特徴であります。

※オフィス事業では、原則としてオフィスの設計を当社が実施しますが、CM事業、CREM事業では原則として当社は設計いたしません。

### <設計&PM／CMサービスの範囲図>



なお、CM方式によらない設計＆請負サービスも年間で稀（年間の売上総利益の1.3%程度）にあります。

また、既存顧客からの机の追加等の要望に対応するカスタマーセンターサービスも一部（年間の売上総利益の0.1%程度）実施しております。

その関係は次表の通りであります。

CM方式の有無	サービス内容	契約形態	サービス名	売上高内訳	平成30年3月期 売上総利益構成比（%）
有	CM方式による設計&PM／CMサービス	準委任契約	ピュア CM方式	マネジメントサービス料収入	94.3
		請負契約	アットリスク CM方式	完成工事高	4.3
	カスタマーセンターサービス	売買契約	カスタマーセンターサービス	その他売上高	0.1
無	CM方式によらない設計＆請負サービス	請負契約	設計請負	完成工事高	1.3

#### (※1) CM方式

1960年代に米国で普及はじめた建設生産・管理システムであり、各分野の専門家集団であるコンストラクションマネージャー(CMR)が技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部または一部を行うものと位置付けられています。

#### (2) サービス提供に関する契約形態の特徴

当社サービスを発注者が利用する上で、発注者がプロジェクト毎に契約形態を選択することが出来ます。

そのサービス形態別の契約関係は次の通りであります。

当社が提供する「設計& PMサービス」の多くは、CM方式による「設計& PM／CMサービス」であり、ピュア CM方式とアットリスク CM方式があります。

##### ①設計& PM／CMサービス(ピュア CM方式)

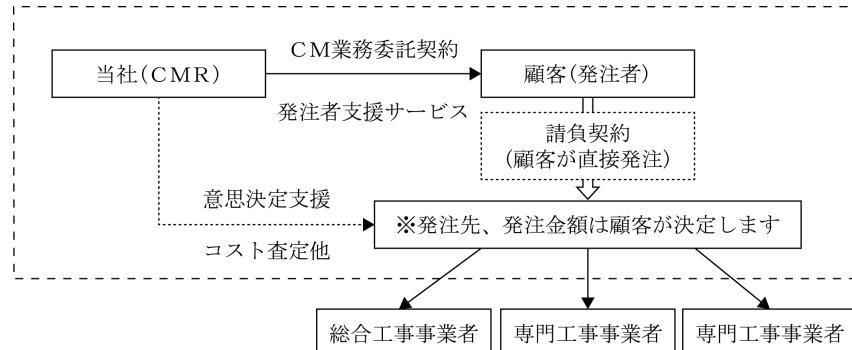
CM方式による「設計& PMサービス」であって、顧客が施工者と工事請負契約を締結し、当社は顧客とCM業務委託契約を締結してマネジメントフィーのみを売上計上する形態であります。マネジメントフィーについては、原則として事前に顧客との間で業務内容毎にマンアワー(※2)ベースで計算した固定フィーが取り決められます。なお、工期・品質・コストなどが発注者の期待を超えて達成されたとき、当社に対する業務のインセンティブとして「ボーナスの支払い」を契約上定めておく場合もあります。

##### (※2) マンアワー

サービス提供のために要した時間に、サービスを提供した社員の管理会計上の時間単価を乗じたアクティビティコストです。当社では毎日の全従業員の全アクティビティコストを定量化することで、プロジェクト毎の採算を的確に把握するマンアワーコスト管理システムを導入しています。

ピュア CM方式の契約関係は図1のとおりであります。

(図1)



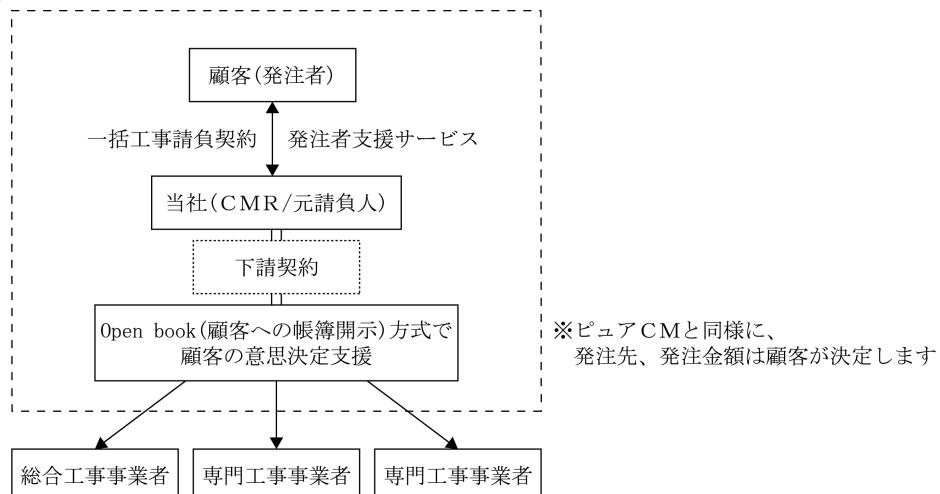
## ②設計&PM／CMサービス(アットリスク CM方式)

上記と同じCM方式による「設計&PMサービス」で、当社が施工者と直接工事請負契約を締結することで、施工に関するリスク(工期の維持、品質の確保、工事費予算の遵守、労働安全等)や法律上負担が義務付けられている責任(建設業法に基づく元請責任、労働安全衛生法に基づく統括安全衛生責任者の設置、廃棄物処理法に基づく排出事業者責任、民法に基づく瑕疵担保責任等)など工事完成に関するリスクをも負担する形態であります。当社の下請となる施工者との請負金額や資材・設備等の調達価格は顧客に開示され、コスト構成の透明性はピュアCM方式と何ら変わりありません。マネジメントフィーについては、ピュアCM方式と同様に業務内容毎にマンアワーベースで計算した固定フィー及びインセンティブ契約がある場合のボーナスに加え、工事請負金額に対する定率フィーが取り決められます。

なお、アットリスクCM方式では、当社は顧客との間でマネジメントフィーが確定した一括工事請負契約を締結し、完成工事高を売上高として計上しておりますが、設計・CM業務に対するマネジメントフィーが収益の源泉となっていることから実質的にはピュアCM方式と同じくフィービジネスであると当社では考えております。

アットリスクCM方式の契約関係は図2のとおりであります。

(図2)

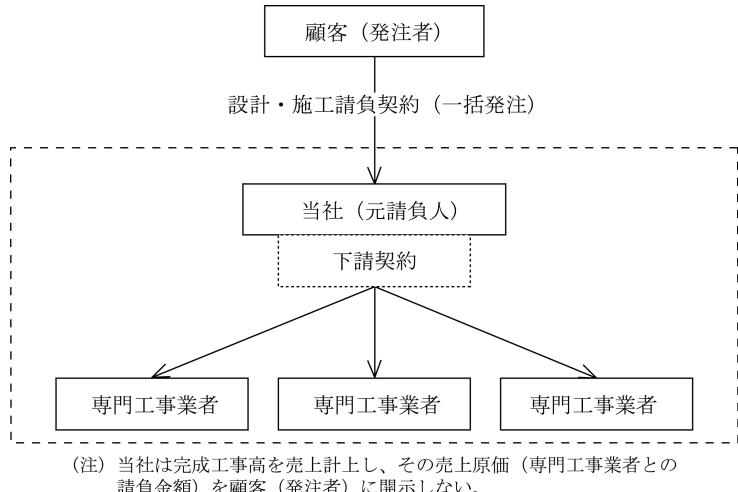


## ③設計&請負サービス

稀(売上総利益で全体の1.3%程度)に、顧客の要望に基づき、CM方式によらない「設計&請負サービス」を提供します。総合工事業者(ゼネコン)と同様に、当社が建設工事の元請負人として顧客との間で設計施工請負契約を締結し、完成工事高を売上計上する形態であります。請負金額は顧客に提示した見積書に基づいて総額にて取り決められ、当社の下請となる施工者や資材・設備等の仕入先に支払う外注費及び材料費のコスト構成を開示しないで工事完成に関するリスクを負担しつつ、適正利益の確保を図ることからこのサービス部分はフィービジネスではないと当社では考えております。

設計&請負サービスの契約関係は図3のとおりであります。

(図3)



当社では、CM方式のメリットを顧客にアピールすることで総合工事業者（ゼネコン）との差別化を図りつつ、顧客開拓や受注拡大に取り組んでおり、近年、発注者の意識変化を背景に、施工者の選定プロセス及びコスト構成の透明性が確保されるとともに、説明責任に資する「建設生産・管理システム」の一つとしてCM方式に対する関心が高まっており、CMの業務内容、顧客の補助者・代行者たる専門家としてCM業務に従事するコンストラクションマネージャー（以下、「CMR」という。）の役割及び立場、CMRと施工者との関係、マネジメントフィーなどに対する理解も高まり、その結果として、ほぼCM手法による事業になっております。

#### ④カスタマーセンターサービス

前述の各サービス後の什器備品等の補給やレイアウト変更などの対応をカスタマーセンターと呼ぶ専門のチームが対応するサービスで、リピート受注と顧客との関係強化を目指しております。その契約関係は、設計&PMサービス実行時の形態に準じるケースが主です。プロジェクト実行時の基本計画に基づいて維持保全業務も行うという、ファシリティマネジメント本来の考え方に基づくサービスであります。

当社では、すべてのサービスにおいて、より効率的に業務を行うために、情報通信システムを活用した独自の情報共有の仕組みを用いております。

CM方式（ピュアCM方式、アットリスクCM方式）では、情報共有システムとしてビジネスプロセスコラボレーションシステム（※3）を顧客との間に導入し、設計図書の作成・発注・施工の各プロセスの情報をクラウド上で開示・共有化することで顧客の信頼確保に努め、また意思決定を支援するとともに、当社の業務効率の向上に活用しております。

#### （※3）ビジネスプロセスコラボレーションシステム（BPC）

顧客及び施工者等の関係者で行う一連の作業をクラウド上で共働作業できるBPCを構築。その共同作業に加え、全国地図上にプロジェクト情報をリンクさせ、プロジェクト情報を可視化した結果、関係者は該当地区の旗をクリックするだけで、その時点の詳細なプロジェクトの情報が表示・確認でき、複数の拠点及びプロジェクトが同時に進行するようなケース等で利用しています。

#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
161(60)	42.0	7.8	9,289

セグメントの名称	従業員数(人)
オフィス事業	36(13)
CM事業	70(25)
C R E M事業	36(13)
報告セグメント計	142(51)
全社(共通)	19(9)
合計	161(60)

- (注) 1. 従業員数は、期末就業人員数であり、契約社員・派遣社員・顧問等の臨時雇用者は、( )外数で平均人数を記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末（平成30年3月31日）現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営者の問題認識と今後の方針について

##### ①マーケット環境と当社の取り組み方針について

次期の見通しにつきまして、経済情勢は、緩やかな回復基調の継続が予想されているものの、景気の下振れリスクとして、米国や欧州の政治的混乱と、北朝鮮などの地政学リスク、中国の景気失速、米国の保護貿易政策などがあげられ、これらのリスク要因により、世界経済が足踏みすることも懸念されるため、当面不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況の下、建設業界においては、発注者のニーズが多様化、複雑化している一方で、工期短縮への強い要請や、建設プロセスに透明性を求める社会的なニーズの高まりもあり、当社が行う発注者支援事業への関心は更に高くなると予想しております。

これらの期待に当社がCM会社として応える為には、プロジェクトの上流工程における顧客事業の目的の理解とプロジェクト全体のシナリオ構築、競争原理の追求によるコストの最適化を行い、設計者や施工関係者の品質確保や工期遵守に対して、従来にも増して密度の高いマネジメントが必要だと考えています。

##### ②事業別マーケット環境について

###### i. オフィス事業

日本国内における活発な事業再編の動きと東京都心における大規模開発の影響を受け、事業所移転や統廃合などの需要が引き続き継続すると考えております。

また、最近の『働き方改革』への関心の高まりから、自社独自のホワイトカラーの生産性定量化システムを用いたアクティビティの可視化と蓄積されたデータ活用について、15年の運用実績を有する当社に、多くの『働き方改革』に関する構想策定から定着化までの支援依頼が引き続き継続すると考えております。以上のことから、当社事業のマーケットは引き続き拡大するものと考えております。

###### ii. CM事業

CM事業は、過去数年にわたり順調に拡大しております。商業施設、グローバル企業の国内拠点となる大型研究施設、工場、大学、中高一貫校の再構築に加え、庁舎を始めとする公共施設においても当社のCM実績が評価され、新規顧客が増加しております。我が国でのCM（発注者支援業務）の認知度向上に伴い、民間、公共事業ともに引き続き市場が拡大するものと考えられ、次期におきましても継続的な受注が見込めるものと考えております。

###### iii. C R E M事業

大企業向けを中心に、顧客保有資産の最適化をサポートするC R E M（コーポレート・リアルエステート・マネジメント）事業については、当社技術者集団による透明なプロセス（CM手法）とデジタル活用による情報の可視化やデータベース活用によって、多拠点施設の新築・改修・移転や基幹設備の維持管理支援を行っており、継続して安定した依頼を頂いております。次期におきましても既存顧客を中心に継続的な受注が見込めるものと考えております。

以上のことから、当社事業のマーケットは引き続き拡大するものと考えております。

### ③売上高について

当社の売上高は、当社と顧客との契約形態がピュアCM契約（工事原価を含まない斐ーのみの業務委託契約）か、アットリスクCM契約（工事原価を含む請負契約）かで大きく異なります。また、どちらの契約形態を選ぶかは、顧客がプロジェクト毎に選択可能であります。ピュアCM契約とアットリスク契約の売上高に占める割合（※1）は、当事業年度のピュアCM契約は前事業年度と比較して僅かに減少しているものの、過去数年の傾向として、大型案件の増加もあり、顧客がピュアCM契約を選ぶ傾向が続いているります。

※1 ピュアCM契約とアットリスクCM契約等の売上高に占める割合

	前事業年度 (%)	当事業年度 (%)
ピュアCM契約	55.5%	53.9%
アットリスクCM契約	44.5%	46.1%

### ④販売費及び一般管理費について

当社事業発展には優秀な人財の採用と定着が不可欠であり、今後も優秀な社員の確保に向けて、会社の成長と共に社員の待遇改善を慎重に進めて参ります。

また公表経常利益達成を条件として有効となるストックオプションを、その待遇改善の一部として引き続き実施して参ります。

## (2) 対処すべき課題

### ①社会への新たな責任と緊張感を高めた一段上の企業への実現

発注者のコスト意識の高まりは今後も継続するものと考えられます。社会からのCM事業への信頼と期待が拡大している中で、当社はCMのリーディングカンパニーとして、建設マーケットにおけるCMの普及に引き取り組んで参ります。

その取り組みを進める中で、企業として事業継続していくために、コンプライアンス体制を含むコーポレートガバナンスの強化を進めて参ります。

### ②CMの普及と競争の激化

各種の全国防災事業と経済成長基盤となる社会資本整備、高度経済成長期に整備された大量のインフラや建築物が一斉に老朽化、東京五輪の開催などを背景に建設事業においてCM会社を採用する民間企業及び公共事業が増加しております。

そのようにCM会社が注目される中で、CMビジネスの競争も激化することが考えられるため、今まで以上に顧客本来のサービス品質向上を追及し、顧客満足度の高い業務を遂行し、顧客側に立つプロとして当社のブランド価値の向上及び顧客本位のソリューション提案が継続できるよう努めて参ります。

### ③2020年以降を睨んだ競争優位性戦略への取り組み

最近のマスコミ等の論調では、現在の建設需要が2020年以降減速する意見や、オリンピック後も潜在的な建設需要は拡大していく等の見方もあり、当面不透明な状況が続くものと予想されます。

当社を取り巻く環境として、CMの認知度が社会的に向上したこともあり、新規顧客から大きな引き合いを頂き、顧客層が厚くなっています。また既存顧客からも継続して多くの引き合いを頂いております。

今後の不透明な状況や、CMビジネスの競争の激化への取り組みとして、新たな商機への創造、働き方改革を通して生産性の向上、優秀な人材の確保と次世代リーダーの育成や女性の活躍を含めた組織力の向上へ努めて参ります。

## 2 【事業等のリスク】

当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性のある主なリスクを記載します。当社は、これらリスクの可能性を認識し、リスク管理を行うとともに、最善の対処をいたす所存です。なお、これらは当社の事業に関するリスクのすべてを網羅するものではないことをご留意ください。

文中における将来に関する事項は、当事業年度末（平成30年3月31日）現在において当社が判断したものであります。

### ①事業環境の変化について

当社は、オフィス構築や、ビル、教育施設、生産施設、研究施設や設備等についてCM(コンストラクション・マネジメント)手法でのPMサービスを提供しています。経済環境、景気動向による企業の設備投資意欲の変化、既存建設業者との競合状況の変化、CM手法に対する建設マーケットでの評価などが、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

### ②ピュアCM方式への転換について

当社では、マネジメントフィーのみを収益の源泉とするピュアCM方式への転換を図っておりますが、それに伴い売上高利益率や総資本回転率などの財務分析比率が変動するほか、売上高や運転資金需要も減少する可能性があります。従いまして、売上高を指標に当社の経営成績や収益力を分析する場合には、全体に占めるピュアCM方式の割合に留意する必要があります。また、かかる契約形態はお客様の意向によって決まることから、必ずしも当社の計画どおりにピュアCM方式への転換が進む保証はありません。

### ③フィービジネスの安定性について

フィービジネスでは、資材・設備等の材料費や外注費などのコストや物価変動に収益が左右されることがなく、基本的に安定した収益を確保できると考えられます。ただし、お客様との間で業務内容毎にマンアワーベースで計算し事前に取り決める固定フィーに関して、マンアワーの見積りが不適当であった場合や、プロジェクトに従事する当社社員の労働生産性効率が低下した場合には、フィービジネスであっても安定した収益を確保できるとは限りません。

### ④情報共有システムの障害について

当社では、ウェブ上の情報共有システム（BPC※）を活用し、お客様の企画構想段階から、発注・施工の各プロセス情報を開示・共有化することで、お客様の信頼確保・意思決定支援、当社の業務効率向上に役立てております。これら情報共有システムの運用・保全には万全を期しておりますが、活用するスキルが不十分な場合や、システム自体に不具合が生じた場合などには、業務効率が低下してマンアワーのコストアップを招くなど当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (※) BPC:ビジネスプロセスコラボレーションシステム

顧客及び施工者等の関係者で行う一連の作業をクラウド上で共働作業できるBPCを構築。その共同作業に加え、全国地図上にプロジェクト情報をリンクさせ、プロジェクト情報を可視化した結果、関係者は該当地区の旗をクリックするだけで、その時点の詳細なプロジェクトの情報が表示・確認でき、複数の拠点及びプロジェクトが同時に進行するようなケース等で利用しています。

### ⑤施工物等の瑕疵について

工事請負契約については、当社が施工物に関する瑕疵担保責任を負っています。

当社は、施工管理の徹底により品質管理には万全を期しておりますが、提供する施工物及びその他製品について重大な瑕疵が発生した場合、経営成績や企業評価に影響を及ぼす可能性があります。

## ⑥人材の確保について

当社の成長を持続していくためには、優秀な人材の確保と組織力の強化が必要あります。

当社では、上場企業であることの信用力や知名度を活かし、また業績の向上と処遇面の向上を両立させ、優秀な人材を確保していく方針ですが、優秀な人材の確保に支障をきたした場合は、当社業績に影響が及ぶ可能性があります。

## ⑦情報管理について

当社は業務のデジタル化（デジタルな働き方）を導入し、情報の可視化やデータベース活用による情報の利活用によって競争優位性を高めています。当社は情報セキュリティマネジメントシステムを導入し、ISO27001の認証を取得しております。この仕組みは、毎期情報管理に関するリスクを分析し、リスクを低減させる対策を実行し、その結果を評価分析し、新たな対策を講じるというPDCAサイクルで構築されており、当社としては情報管理に万全を期しておりますが、当社の保有する情報が、外部からの不正アクセスや、内部者による故意又は過失によって喪失した場合、当社業績に影響が及ぶ可能性があります。

## ⑧業績の季節変動について

当社は工事進行基準を適用しており、受注したプロジェクトの進捗に応じて売上と売上原価を計上しております。当社の過去の業績は、主にお客様のニーズ（完成時期が下期であったり、下期の工程が多いスケジュール設定などの要望）により、過去の業績は下期偏重となっております。

下期の受注状況や、受注したプロジェクトの下期の進捗状況によっては、通期の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## ⑨法的規制等について

当社の属する建設業界は、「建設業法」、「建築基準法」等の法的規制があります。

今後、これらの法令等の改正や新たな法令等の制定により規制強化が行われた場合、また、法令違反が発生してしまった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、法的規制の遵守を徹底しており、現時点において法令違反の事象は発生しておりませんが、将来何らかの理由により、法令違反の事象が発生し、監督官庁より業務の停止や免許の取消し等の処分を受けた場合には、当社の事業活動に支障をきたすとともに当社の経営成績や財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、法的規制について、その有効期間やその他の期限が法令、契約等により定められているものは下表のとおりであります。

(許認可等の状況)

許認可等の名称	許認可登録番号	有効期間	関係法令	許認可等の取消事由
特定建設業許可	国土交通大臣 (特-26) 第20982号	平成26年11月1日～ 平成31年10月31日	建設業法	同法第28条、第29条
一級建築士事務所登録	東京都知事 第33849号	平成28年7月16日～ 平成33年7月15日	建築士法	同法第26条
一級建築士事務所登録	大阪府知事 第23588号	平成27年12月24日～ 平成32年12月23日	建築士法	同法第26条

## ⑩業績予想の変動について

当社は、業績予想を発表するにあたって個々のプロジェクトの現状を確認しておりますが、プロジェクトの進捗過程で顧客の事情等により、プロジェクトの進行予定等が変動する場合には、当該事業年度の売上及び利益に大きな影響を与える可能性があります。

## ⑪自然災害について

自然災害が発生した場合、被災地域において、社会インフラが大規模に損壊し、相当期間に亘り生産・流通活動が停止することで建築資材・部材の供給が一時的に途絶えたり、多数の社員が被災し勤務できなくなったりした場合、契約締結・工事着工・工事進捗が遅延し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の状況の概要)

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢に改善が見られ、緩やかな回復基調で推移しました。

建設業界では、建設費の高騰に加えて、発注者側にとっては、設計や施工等の事業者選定プロセス及び、建設コストの妥当性確認や意思決定プロセスの可視化への関心が引き続き高まっています。

このような状況の中で当社は、創業以来「フェアネス」と「透明性」を貫き、「明朗会計」と称して、独自のCM（コンストラクション・マネジメント＝発注者支援サービス）を展開してきました。当社のCMは、顧客本位の原点に立ち、プロジェクトのプロセスと関連する情報のすべてを可視化し、具体的な判断材料を顧客へ提供することで、「品質、スケジュール、コストの最適化」の実現を支援しております。

当社は、国土交通省が行なう「多様な入札契約方式モデル事業支援事業者」に当事業年度も応募し、「東京都板橋区小中学校等空調設備一斉更新事業」に係るモデル事業の支援事業者として受託し、4年連続の受託となりました。この国交省モデル事業の支援を通じて、わが国におけるCM方式の普及に貢献する傍ら、他の地方公共機関からの実績を積み上げております。

このような中で、公共分野としては、墨田区の「公共施設（建物）長期修繕計画に基づく工事条件整理等業務委託」、中野区の「新区役所建設支援アドバイザリー業務委託」「平和の森公園新体育館整備事業実施設計CM業務委託」「桃園小学校・向台小学校統合新校他2統合新校校舎等整備基本・実施設計CM業務委託」や、奈良県立医科大学「新キャンパス施設整備基本計画策定業務」、神奈川県小田原市「市民ホール整備CM業務事業者」の公募型プロポーザルに応募し、当社が委託企業として選定されました。

さらに、熊本県宇土市、山形県米沢市、滋賀県米原市、奈良県桜井市の「庁舎整備事業支援業務」に関する公募型プロポーザルに応募し、当社が委託企業として選定されました。

今後も老朽化した公共施設対策を検討する地方自治体が引き続き増加する中で、CM方式の導入実績が着実に増加しており、引き続き当社が提案する機会が増えるものと考えております。

民間企業からは、大型の生産施設や研究所、大手企業からの引き合いも安定的に推移しており、徹底したコスト削減策のみならず、プロジェクト早期立上げ支援や、事業化支援業務といった上流工程からの引き合い案件が新規顧客、既存顧客共に増加しています。

その中で海外の大手企業が、日本における研究開発拠点の建設に当社を選択する機会もあり、当社サービスが「発注者支援業務＝明豊のCM」として広く認識され、今後も拡大していく手応えを実感するとともに、顧客からの期待に一つ一つ確実に応える高い緊張感を維持していくことが今まで以上に大切だと考えております。

当事業年度の社内で管理する受注粗利益は、前事業年度を上回り過去最高を記録しました（粗利益ベース ※1 参照）。

当社の売上高は、顧客との契約形態によって変動するものであり、契約形態は顧客がプロジェクト毎に選択可能あります。当事業年度の売上高は、前事業年度にも増してピュアCM（工事原価を含まないフィーのみの契約型CM 図1 参照）が顧客から選択されたが、当第4四半期に入りアットリスクCM（工事原価を含む請負契約型CM 図2 参照）を選択する顧客が増えたことにより、6,068百万円（前期5,809百万円）と前期に比べ4.5%増加しました。

人員については、前事業年度末225名に対し当期末は231名（6名増）となっております。

これらの結果、売上総利益は1,863百万円（前期1,844百万円）、営業利益は605百万円（前期633百万円）、経常利益は610百万円（前期593百万円）、当期純利益は431百万円（前期427百万円）となりました。当事業年度も、人材獲得・定着化を目的とした社員の処遇改善を実施したことによって、前事業年度同様に、所得拡大促進税制の要件を満たし、法人税額の10%の税額控除を適用し、税額控除分当期純利益が増加しております。

セグメントの業績は次のとおりです。

## ① オフィス事業

日本国内における活発な事業再編の動きと東京都心における大規模開発の影響を受け、事業所移転や統廃合などの需要が継続しております。

当社のCM手法によるPM（プロジェクト・マネジメント）サービスは、移転の可否やワークスタイルの方向性を検討する構想段階およびビルの選定から引越しまでワンストップで支援することが可能あります。大企業におけるグループ企業の統廃合、地方拠点の集約化、また、大規模な新築ビルの竣工時同時入居プロジェクトなど、難易度の高い事業所移転についてサービスを提供しました。

特に当事業年度は『働き方改革』への関心の高まりから、自社独自のホワイトカラーの生産性定量化システムを用いたアクティビティの可視化と蓄積されたデータ活用について、15年の運用実績を有する当社に、多くの『働き方改革』に関する構想策定から定着化までの支援依頼がありました。ABW（Activity Based Working）の運用実績を有する強みを活かした営業展開が今後も継続すると思われます。

当事業年度のオフィス事業の売上高は、2,192百万円（前期2,148百万円）となりました。

## ② CM事業

労務費や資材の高騰などにより建築費予算超過に悩まれた顧客からの引き合いの他、自治体庁舎等の公共施設、工場や研究施設、教育施設や医療施設、また自然エネルギー・データセンター等の特殊施設の建設を伴う新規事業のプロジェクト立上げ等、多方面から多くの提案機会を得ることができました。

昨年3月末に業務完了し、オープンした大規模テーマパーク「レゴランドジャパン（愛知県名古屋市）」については、一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会が主催する「CM選奨2018」の最優秀賞を受賞いたしました。引続き、その隣接地の「レゴランド・ジャパン・ホテル」及び水族館「シーライフ名古屋」についても当事業年度において業務完了し、今春、開業いたしました。

CM事業においては、設備に関するCMのニーズも高まっております。建物本体に比べて、電気・空調設備の寿命は短く、約20～30年周期で大規模な修繕・更新工事が必要になります。設備更新工事の実施には高度な設備専門性が必要になるとともに想定以上の大きなコストがかかります。当社は、設備機器を適切な時期、適正な計画で更新することにより、設備更新コストを抑えるとともにランニングコストを大幅に縮減する実績を積み上げております。

それらの取り組みの中で、駅ビル商業施設の営業を継続しながら受変電設備の更新工事を行った「セレオ八王子北館特別高圧受変電設備他更新工事（約73,800m<sup>2</sup>）に伴うCM業務」では、一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会が主催する「CM選奨2018」の特別賞を受賞いたしました。また、大阪府立大学が一般公募した「大阪府立大学学舎整備事業のCM事業者募集（業務期間平成29年度～平成30年度）」にりそな銀行と共同で応募し、8年連続で受注することができ業務を遂行しております。

当事業年度のCM事業の売上高は、2,934百万円（前期2,681百万円）となりました。

## ③ C R E M事業

大企業向けを中心に、当社の窓口を一本化して顧客保有資産の最適化をサポートするC R E M（コーポレーション・リアルエステート・マネジメント）事業については、当社技術者集団による透明なプロセス（CM手法）とデジタル活用による情報の可視化やデータベース活用によって、多拠点施設の新築・改修・移転や基幹設備の維持管理支援を行っております。

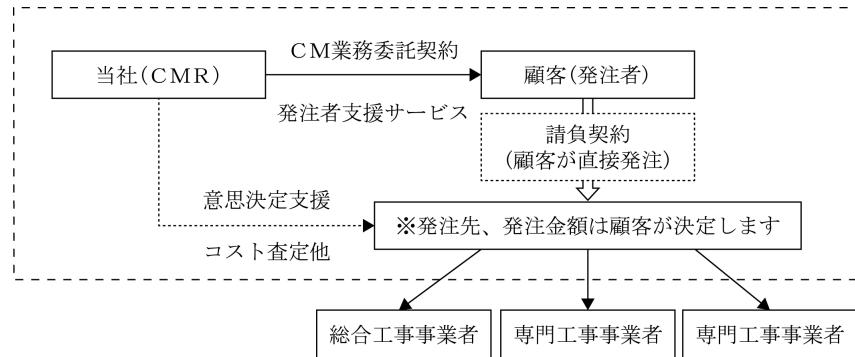
工事コスト管理や保有資産のデータベース化による資産情報の集中管理、多拠点同時進行プロジェクトを可視化し、進捗状況を効率的に管理するシステム構築などの実績をもとに、複数の商業施設や支店等を保有する大企業、金融機関等から継続して依頼を頂いております。

当事業年度のC R E M事業の売上高は941百万円（前期979百万円）となりました。

※1 粗利益は、受注高（または売上高）から社内コスト以外の原価（工事費等）を差し引いたものです。当社の受注高（または売上高）は、顧客との契約形態（ピュアCM方式とアットリスクCM方式 下記図1、2参照）によって金額が大きく変動するため、社内における業績管理は、この粗利益を用いております。

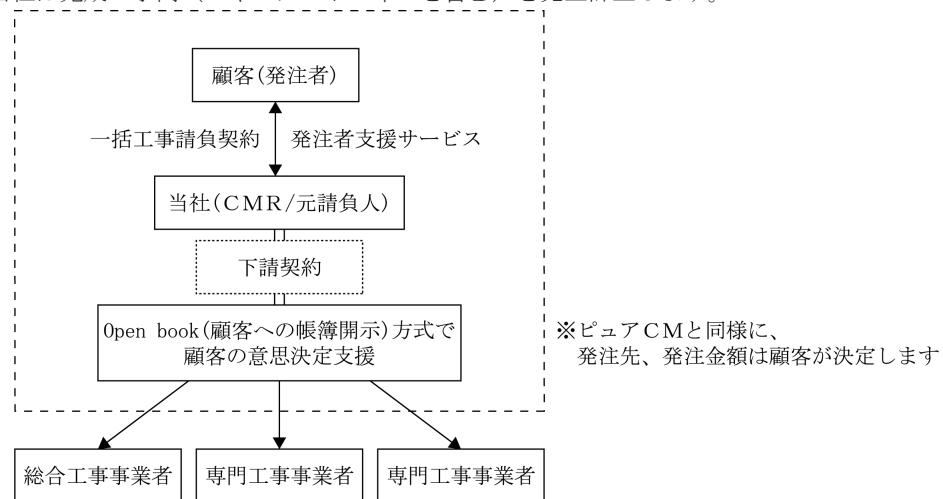
(図1) ピュアCM方式の契約関係（業務委託契約）は次のとおりであります。

当社はマネジメントフィーのみを売上計上します。



(図2) アットリスク CM方式の契約関係（請負契約）は次のとおりであります。

当社は完成工事高（マネジメントフィーを含む）を売上計上します。



#### ・体制強化とデータ活用について

当社は予てからCM（発注者支援業務）の知名度向上による顧客からの高い期待に応えるため、建設や設備に関するプロのほか、気付きのあるプロジェクト・マネージャーなどを積極的に、かつ厳選して採用しております。

また、社内研修や、マネジメントスキル等の向上に向けたカリキュラムを充実させるなど、社員教育にも注力すると同時に、社員が効率的に働くようICTを積極的に活用した職場環境改善を常に実施しております。

社員はそのような職場環境の中で、社内に10数年に亘って整理・蓄積された社員一人ひとりの行動分析に関するビックデータを活用し、自らのアクティビティの改善やキャリアアビジョン実現に向けた上司との協働などによって、主体的に能力の向上や働き方の改革を図っております。

それらの取組みにより、当社の残業時間（月平均）は毎事業年度減少しております。

このような当社のICTを活用した生産性向上や顧客満足度向上の双方を目的とした取組については、平成29年7月に総務省より公表されました、平成29年「情報通信に関する現状報告」（平成29年版情報通信白書）に「競争優位性確保のためのデータ利活用」のテーマで取り上げられました。また、11月には、京都市で開催された日本情報経営学会第75回全国大会で、当社会長坂田明が「コンストラクション・マネジメントを実現するデジタルな働き方」と題して特別講演を行いました。さらに、平成30年1月18日に経団連出版より発行された2018年版「春季労使交渉・労使協議の手引き」（経団連事務局編）に、「働き方改革のさらなる推進」の企業事例として当社の事例が掲載され、継続してブランド力向上に向けて、施策構築・実践を重ねております。

・コンプライアンス等について

事業を継続するためには、当社の隠し事のない経営に基づくコーポレートガバナンスの下、コンプライアンスの徹底と、社会的責任の履行（C S R）が不可欠であります。

当社では「明朗経営」と称し、各プロジェクトに関するプロセスや成果等の可視化や、企業業績等に関する情報を可視化し、「隠し事」が出来ない仕組みの構築及び各種法令を遵守するための体制や規程等を整備し、内部統制システムを構築しております。

また、C S Rへの取組みに関する方針を定め、併せて「フェアネス・透明性・顧客側に立つプロであれ」の企業理念を企業風土として定着させ、全社員対象の社内研修を行う等、社員一丸となって行動しております。

(C S Rへの取組みの概要)

お客様の「適切な企業統治」をサポートし、お客様のプロジェクトにおいて「環境」等の課題解決をペーパーレスやテレワークを推進するオフィスづくりをサポートすることで、重要な社会的責任を果たします。

また、当社は環境及び近隣地域のC S R団体に加盟し、他の加盟社の活動やボランティア情報を収集し、車椅子の定期的な寄贈等会社として活動する他、社員へ啓蒙を図り、一体となって活動いたします。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績

当社における生産状況は、施工管理、施工技術、機械力、資金力及び資材調達力等の総合によるものであり、工事内容が多様化しており、また外注に依存している割合が高いことから具体的に表示することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当事業年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
オフィス事業	1,996,635	89.4
C M事業	3,095,837	224.9
C R E M事業	867,453	78.1
合計	5,959,926	126.2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
オフィス事業	2,192,012	102.0
CM事業	2,934,716	109.4
CREM事業	941,582	96.1
合計	6,068,311	104.5

(注) 1. 主な相手別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
公立大学法人大阪府立大学	1,026,995	17.7	1,294,248	21.3

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

文中における将来に関する事項は、当事業年度末（平成30年3月31日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、財政状態及び経営成績に関する以下の分析が行われております。

当社経営陣は、財務諸表の作成に際し、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発資産・負債の開示、並びに報告期間における収入・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行わなければなりません。経営陣は、収益の認識、対応する原価の計上、貸倒債権、法人税等、偶発事象や訴訟等に関する見積り及び判断に対して、継続して評価を行っております。経営陣は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、その結果は、他の方法では判断しにくい資産・負債の簿価及び収入・費用の報告数字についての判断の基礎となります。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社の財務諸表において使用される当社の重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

①収益の認識

当社の売上高は、完成工事高については工事完成基準により完成引渡しした時点で、または工事進行基準により工事進捗率で計上、マネジメントサービス料収入についてはサービスの提供が完了した時点で、または工事進行基準によりサービスの進捗率で計上、その他売上高については完成引渡時に顧客から引渡書を受領した時点で計上し、いずれも完了時には顧客から引渡書等の証憑を受領しております。一部顧客側の事情により証憑が発行されないケースがありますが、それに代わる関連する他の書類等を受領し計上しております。

②貸倒引当金

当社は、顧客の支払不能時に発生する将来の損失の見積額について、貸倒引当金を計上することとしております。顧客の経営環境若しくは財務状態が悪化し、支払能力が低下した場合等は、追加引当が必要となる可能性があります。

## (2) 財政状態の分析

当社の当事業年度の財政状態は、以下の通りであります。

### ①資産の部

流動資産は、前事業年度末に比べて、30.5%増加し、4,905百万円となりました。これは、現金及び預金が885百万円増加したことなどによります。

固定資産は、前事業年度末に比べて、3.3%増加し、338百万円となりました。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べ28.3%増加し、5,243百万円となりました。

### ②負債の部

流動負債は、前事業年度末に比べて、92.1%増加し、1,578百万円となりました。これは、工事未払金が716百万円増加したことなどによります。

固定負債は、前事業年度末に比べて、5.4%増加し、485百万円となりました。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べ60.9%増加し、2,063百万円となりました。

### ③純資産の部

純資産合計は、前事業年度末に比べて、13.4%増加し、3,179百万円となりました。これは、繰越利益剰余金が288百万円増加したことなどによります。

## (3) 経営成績の分析

当社の売上高は顧客との契約形態によって変動するものであり、契約形態は顧客がプロジェクト毎に選択可能であります。当事業年度の売上高は、前事業年度にも増してピュアCM（工事原価を含まない斐ーのみの契約型CM）が顧客から選択されましたが、当第4四半期に入りアットリスクCM（工事原価を含む請負契約型CM）を選択する顧客が増えたことにより、6,068百万円（前期5,809百万円）と前期に比べ4.5%増加しました。

区分ごとの主な内容は、以下の通りであります。

### ①売上高

当事業年度の売上高は6,068百万円となりました。

### ②売上原価

当事業年度の売上原価は4,205百万円であり、完成工事原価が2,676百万円、マネジメントサービス料原価が1,512百万円となり、全体では前期に比べ240百万円増加しました。

### ③販売費及び一般管理費

当事業年度の販売費及び一般管理費は1,257百万円であり、前期に比べ45百万円増加しました。これは主として、採用教育費の増加33百万円であります。

### ④営業利益

当事業年度の営業利益は605百万円であり、前期に比べ27百万円の減少となりました。

### ⑤営業外収益（費用）

当事業年度の営業外収益は6百万円であり、主として新株予約権戻入益3百万円であります。営業外費用は1百万円であり、主として投資有価証券売却損1百万円であります。

### ⑥経常利益

当事業年度の経常利益は610百万円であり、前期に比べ17百万円増加しました。

(4) 流動性及び資金の源泉

①キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前事業年度末に比べ885百万円増加し、2,397百万円となりました。

当事業年度末の各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果取得した資金は、1,032百万円となりました（前事業年度は238百万円の取得）。

取得の主な内訳は、仕入債務の増加718百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は22百万円となりました（前事業年度は7百万円の取得）。

支出の主な内訳は、有形固定資産の取得による支出7百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は、124百万円となりました（前事業年度は94百万円の支出）。

支出の主な内訳は、配当金の支払額142百万円であります。

②資金需要

当社の運転資金需要のうち主なものは、顧客の要望に基づきアットリスクCM方式にて対応することになる一時的な資金負担部分であります。当該部分について支払と回収のタイムラグを回避する工夫を行う等、運転資金需要を抑制するようにしております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資等の総額は、8,279千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度（千円）	前年同期比（%）
オフィス事業	2,105	119.5
CM事業	4,087	96.7
CREM事業	2,087	101.2
合計	8,279	102.9

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

平成30年3月31日現在における主要な設備は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
			建物	工具器具 ・備品	ソフト ウェア	特許権	電話 加入権	合計	
本社 (東京都千代田区)	全社	統括事業施設	11,826	15,218	9,110	1,158	1,467	38,781	146 (50)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数の( )内の数字は、平均臨時雇用者数を外書きしたものです。

4. 各セグメント別の帳簿価格については、科目単価に分けることが困難であるため、全社として記載しております。

5. 上記の他、他の者から賃借している主な設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名	セグメント の名称	設備の内容	年間賃借料また は年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)	備考
本社 (東京都千代田区)	全社	建物	100,156	—	

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

##### (2) 重要な改修

該当事項はありません。

##### (3) 重要な除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,775,900	12,775,900	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	12,775,900	12,775,900	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成30年6月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により發行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

2016年度新株予約権（Aタイプ）

決議年月日	平成28年 6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 5
新株予約権の数（個）※	776(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 77,600(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1
新株予約権の行使期間 ※	平成28年 7月12日～平成68年 7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 193 資本組入額 97(注) 2
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（常勤取締役が非常勤取締役になった場合において、役員としての職務の内容又はその地位が激変したと認められる時は、常勤取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合は翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 4. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記

(3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権行使期間の満了日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)2に準じて決定する。

##### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### (8) 新株予約権の行使条件

上記(注)3に準じて決定する。

##### (9) 新株予約権の取得条項

下記(注)5に準じて決定する。

#### 5. 以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 2017年度新株予約権（Bタイプ）

決議年月日	平成29年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 4
新株予約権の数（個）※	180(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 18,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1
新株予約権の行使期間 ※	平成30年4月1日～平成31年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 338 資本組入額 169(注) 2
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

## (注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

## 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人はこれを行使できないものとする。
- (3) 当社の平成30年3月期における経常利益（2017年度新株予約権（Bタイプ）及び2017年度新株予約権（Cタイプ）の業績条件判定前の金額）が、600百万円以上でなければ新株予約権を行使することができない。
- (4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 4. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記

(3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権行使期間の満了日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)2に準じて決定する。

##### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### (8) 新株予約権の行使条件

上記(注)3に準じて決定する。

##### (9) 新株予約権の取得条項

下記(注)5に準じて決定する。

#### 5. 以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 2017年度新株予約権（Cタイプ）

決議年月日	平成29年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 176
新株予約権の数(個) ※	1,295 [1,265] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 129,500 [126,500] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	平成30年4月1日～平成31年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 338 資本組入額 169(注) 2
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

## (注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

## 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人はこれを行使できないものとする。
- (3) 当社の平成30年3月期における経常利益（2017年度新株予約権（Bタイプ）及び2017年度新株予約権（Cタイプ）の業績条件判定前の金額）が、600百万円以上でなければ新株予約権を行使することができない。
- (4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 4. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記

(3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権行使期間の満了日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)2に準じて決定する。

##### (7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### (8) 新株予約権の行使条件

上記(注)3に準じて決定する。

##### (9) 新株予約権の取得条項

下記(注)5に準じて決定する。

#### 5. 以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として謙渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として謙渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

#### ② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### ③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年 7月25日 (注)	50,900	12,775,900	9,212	543,404	9,162	349,676

(注) 当社は、平成29年6月27日開催の取締役会決議により、譲渡制限付株式報酬として、平成29年7月25日付で新株式を50,900株発行いたしました。なお、当該新株式の発行については、その内容は以下のとおりであります。

(1) 払込期日	平成29年 7月25日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 50,900株
(3) 発行価額	1株につき361円
(4) 発行総額	18,374,900円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。）4名 50,900株

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	2	20	19	13	8	5,184	5,246	—
所有株式数 (単元)	—	1,132	4,342	28,000	1,195	589	92,480	127,738	2,100
所有株式数 の割合(%)	—	0.9	3.4	21.9	0.9	0.5	72.4	100.00	—

(注) 1. 自己株式998,601株は、「個人その他」に9,986単元、「単元未満株式の状況」に1株含まれております。  
なお、自己株式998,601株は株主名簿記載上の株式数であり、平成30年3月31日現在の実質的な所有株式数は996,201株であります。

2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が4単元含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社サカタホールディングス	東京都目黒区東が丘2-1-15	2,715	23.05
坂田 明	東京都目黒区	531	4.51
明豊従業員持株会	東京都千代田区平河町2-7-9	312	2.66
中山 高徳	長野県佐久市	243	2.07
野村 勝朗	神奈川県川崎市	198	1.68
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	192	1.64
坂田 紀美子	東京都目黒区	190	1.61
松村 孝一	東京都八王子市	155	1.32
伊秩 滋	東京都品川区	145	1.24
小松 信弘	東京都目黒区	135	1.15
計	—	4,819	40.92

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 996,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,777,600	117,776	—
単元未満株式	普通株式 2,100	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	12,775,900	—	—
総株主の議決権	—	117,776	—

(注)「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式が400株、「議決権の数」欄には、当該議決権の数4個がそれぞれ含まれております。

② 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 明豊ファシリティワークス株式会社	東京都千代田区平河町 2-7-9	996,200	—	996,200	7.80
計	—	996,200	—	996,200	7.80

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	1	0
当期間における取得自己株式	1	0

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の権利行使)	268,400	36,502	—	—
保有自己株式数	996,201	—	996,202	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数、ならびに平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により処分した株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社の配当につきましては、将来の事業発展と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的に配当を実施することを基本方針としております。また、配当性向35%程度を基準とし、財政状態、利益水準などを総合的に勘案したうえで利益配当を行っております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行う事ができる旨を定款に定めております。また、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、当事業年度は中間配当について取締役会決議を行なっておりません。

当事業年度（平成30年3月期）の配当金につきましては、当該方針に基づき検討した結果、持続的な成長を目指す上で増員等の経営体質強化に見合う内部留保を確保するため、1株当たり13.0円（配当性向35.1%）の期末配当（年間）を予定しております。

なお、翌事業年度（平成31年3月期）の配当金につきましては、更なる株主還元の充実を図るため、1株13.5円（配当性向36.8%）の期末配当（年間）を予定しております。

当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成30年5月14日 取締役会決議	153,104	13.00

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	306	324	475	417	535
最低(円)	137	230	256	267	315

(注)最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) におけるものであります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	381	466	535	529	520	480
最低(円)	361	376	460	480	423	425

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) におけるものであります。

## 5 【役員の状況】

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
代表取締役会長	—	坂 田 明	昭和17年7月30日	昭和40年4月 株式会社 入社 昭和55年9月 明豊産業株式会社(現明豊ファシリティワーカス株式会社) 設立 昭和62年3月 代表取締役社長 就任 昭和63年3月 代表取締役社長 退任 平成18年6月 代表取締役会長 就任 平成19年6月 代表取締役会長 就任 平成21年3月 代表取締役会長 就任 平成21年4月 代表取締役社長兼会長 就任 平成24年6月 代表取締役社長 就任 平成29年4月 代表取締役会長 就任 (現任)	(注) 3	531
代表取締役社長	—	大 貴 美	昭和39年6月12日	平成2年4月 株式会社 入社 平成9年7月 当社入社 マーケティング部課長 平成14年10月 マーケティング部長 平成15年6月 執行役員マーケティング部長 平成15年10月 取締役マーケティング部長兼執行役員(マーケティング部担当) 就任 平成18年6月 常務取締役 就任 平成20年4月 常務取締役オフィス事業部長 就任 平成21年4月 常務取締役オフィス本部長 就任 平成22年4月 常務取締役営業本部長 就任 平成23年2月 常務取締役営業本部長兼安全衛生推進本部長 就任 平成23年4月 常務取締役マーケティング本部長兼安全衛生推進本部長兼デザイン部長 就任 平成26年4月 代表取締役専務マーケティング本部長兼安全衛生推進本部長兼デザイン部長 就任 平成28年4月 代表取締役専務マーケティング本部長兼PM本部長兼安全衛生推進本部長兼デザイン部長 就任 平成29年4月 代表取締役社長 就任 (現任)	(注) 3	85
常務取締役	経営企画本部長	大 島 和 男	昭和41年12月18日	平成9年1月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株) 入社 平成12年12月 当社入社 企画部課長 平成13年12月 企画部次長 平成15年4月 経営企画部長 平成15年6月 執行役員経営企画部長 平成16年6月 取締役経営企画部長兼執行役員 (経営企画部担当) 就任 平成21年4月 取締役経営企画本部長兼執行役員 就任 平成21年10月 常務取締役経営企画本部長兼執行役員 就任 平成25年1月 常務取締役管理本部長兼執行役員 就任 平成26年4月 常務取締役社長室長兼管理本部長兼執行役員 就任 平成28年6月 常務取締役管理本部長兼執行役員 就任 平成29年3月 常務取締役経営企画本部長兼執行役員 就任 (現任)	(注) 3	79

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
常務取締役	第二本部長	木 内 芳 夫	昭和30年7月28日	昭和55年4月 平成18年8月 平成20年4月 平成22年4月 平成23年4月 平成24年6月 平成29年4月 平成30年4月 平成30年5月	㈱構造計画研究所 入社 当社入社 CM事業部設計部長 執行役員技術本部副本部長兼建築技術部長 就任 執行役員建築技術部長 就任 取締役技術本部長兼執行役員 就任 取締役第二事業本部長兼執行役員 就任 取締役第二本部長兼執行役員 就任 常務取締役第二本部長兼執行役員 就任 (現任)	(注) 3	31
取締役（監査等委員）	—	水 野 辰 哉	昭和27年8月26日	昭和52年4月 平成3年2月 平成12年4月 平成16年11月 平成21年5月 平成22年6月 平成28年6月	株式会社日本債券信用銀行 入社 ムーディーズ・ジャパン株式会社 入社 日興シティグループ証券株式会社 入社 フィッチ・レーティングス リミテッド 入社 ミズノ・クレジット・アドバイザリー設立 代表者 就任 (現任) 当社監査役 就任 取締役（監査等委員） 就任 (現任)	(注) 3	—
取締役（監査等委員）	—	志 賀 徹 也	昭和22年4月22日	昭和45年4月 昭和50年7月 平成7年4月 平成9年6月 平成19年6月 平成20年7月 平成25年1月	日本電子㈱ 入社 日本デジタル・イクイップメント・ コーポレーション 入社 アップルコンピュータ・ジャパン㈱ 入社 代表取締役社長 オートデスク・ジャパン 入社 代表取締役社長 日本B E Aシステムズ㈱ 入社 代表取締役社長 日本オラクル㈱ 入社 副社長執行役員 NCデザイン&コンサルティング㈱ 顧問 (現任) 一般社団法人CRM協議会 顧問 (現任) ㈱コーチ・エイ 顧問 (現任) 取締役（監査等委員） 就任 (現任) クオリティソフト㈱ 社外取締役 (現任) ㈱S I G 社外取締役 (現任) P T C ジャパン㈱ 顧問 (現任)	(注) 3	—
取締役（監査等委員）	—	小 須 田 明 子	昭和21年7月9日	昭和44年6月 平成11年10月 平成13年7月 平成16年4月 平成17年2月 平成21年4月 平成25年11月 平成26年12月 平成28年6月	英國航空 (現British Airways Plc) 日本支社 入社 損保ジャパン日本興亜D C証券㈱ 入社 ピーシーエー生命保険㈱ 入社 MC I ワールドコム日本支社 入社 日本マクドナルド㈱ 入社 DHR International Inc. 入社 上級ヴァイス・プレジデント 在日カナダ商工会議所 名誉顧問 (現任) 東京ガールズ・コレクション実行委員会 スーパーバイザー 取締役（監査等委員） 就任 (現任)	(注) 3	—
計							727

- (注) 1. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、第一本部 シニアプロジェクトマネージャー 高居衛、経営企画本部 本部長 大島和男、第二本部 本部長 木内芳夫、第一本部 本部長 江口正剛、技師長 村上富士男、技術本部 本部長 家崎武司の計6名で構成されております。
2. 水野辰哉、志賀徹也及び小須田明子は、社外取締役であります。
3. 平成32年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。  
委員長 水野辰哉 委員 志賀徹也 委員 小須田明子
5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員であ

る取締役 1名を選任しております。

監査等委員である取締役補欠者の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数（千株）
松 村 孝 一	昭和13年11月28日	昭和37年4月 栗田工業㈱ 入社 平成2年12月 明豊㈱（現当社）入社 取締役 平成12年8月 当社 専務取締役 平成14年6月 当社 顧問 平成16年3月 当社 顧問契約満了 平成25年5月 N P O 法人緑サポート八王子 理事（現任）	155

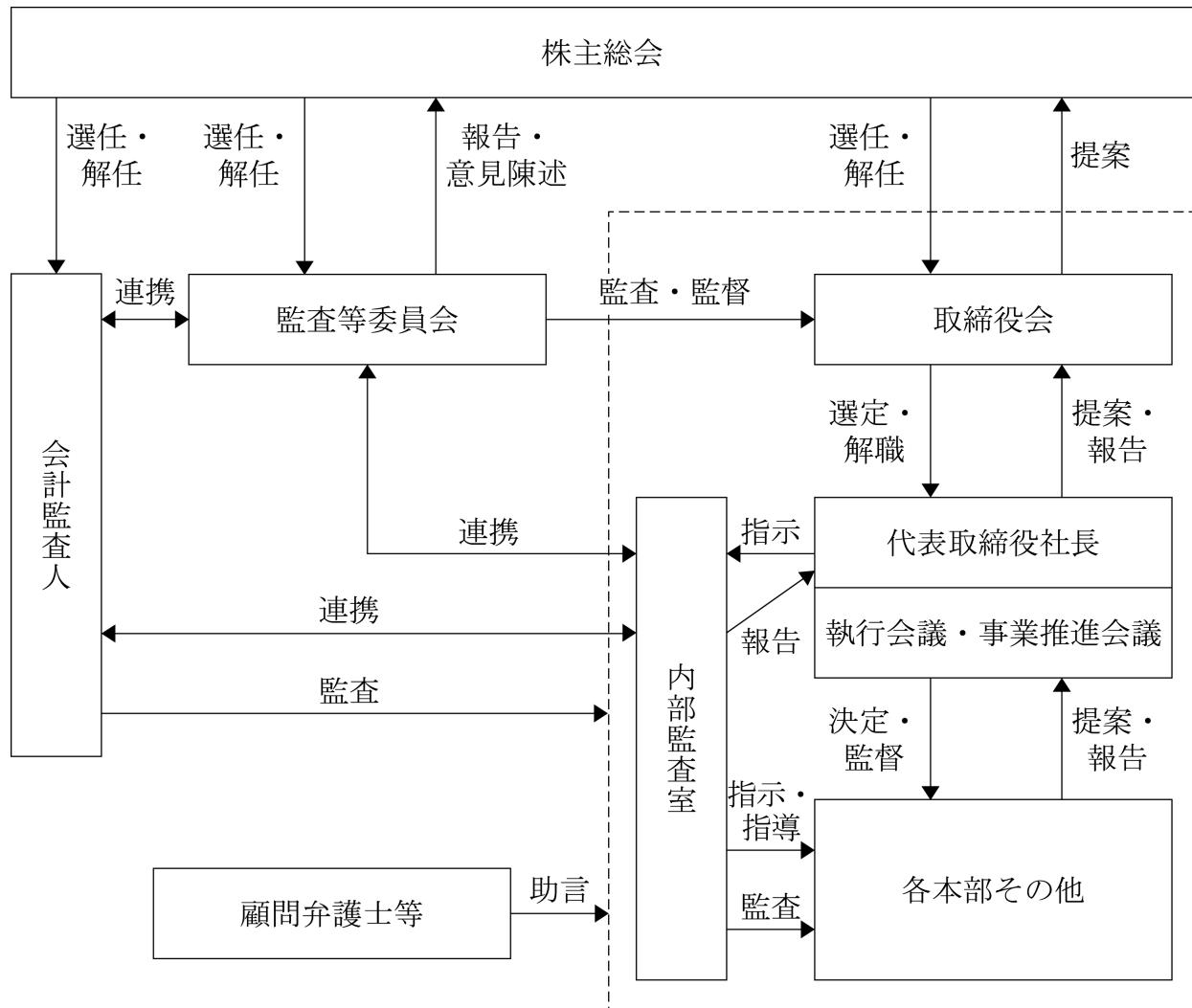
## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

※コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「透明性」「フェアネス」の理念にもとづき、健全で透明度が高く、環境の変化に迅速かつ的確な対応ができる経営体制や経営システムを確立することが当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置付けております。このような視点に立ち、タイムリーなディスクロージャーを重視し、情報提供の即時性、公平性を図るとともに、機能的なIR活動に努めてまいります。

#### A. 会社の機関の内容



(注)当社は、顧問弁護士等との顧問契約に基づき、必要に応じ適宜アドバイスを受けております。

## 1. 取締役、取締役会、執行役員

当社は平成28年6月23日をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行は、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化を図ると共に、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるものであります。

また、監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を平成15年6月27日より導入しております。現在の経営体制は、取締役（監査等委員である取締役を除く）2名と取締役兼執行役員2名、執行役員4名であります。（本書提出日現在）

## 2. 監査等委員会

当社の監査等委員である取締役は3名であり、3名全員が社外取締役であります。監査等委員会が設置されており、常勤の監査等委員がいないため、監査等委員である取締役に職務を補助するスタッフを兼務にて2名配置しております。各監査等委員は、監査等委員会で定めた監査の基本方針・監査計画に従い、取締役会への出席、重要な決裁書類等の閲覧及び内部統制部門の報告や関係者の聴取など、取締役の業務執行及び内部統制についての監査を実施しております。

また、監査等委員会は、代表取締役会長、代表取締役社長、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、各部門長、従業員、会計監査人及び内部監査室長と隨時面談し、意見交換を実施しております。

そして、監査等委員会と内部監査室及び会計監査人との連携により、適法性および妥当性の両面から監査の担保に努めております。（本書提出日現在）

## 3. 会計監査

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査に監査法人日本橋事務所を起用しておりますが、同監査法人又は業務執行社員と当社の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

### ・業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員	公認会計士	:	山村 浩太郎
業務執行社員	公認会計士	:	遠藤 洋一
業務執行社員	公認会計士	:	新藤 弘一

### ・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名、その他 4名

## 4. 内部監査室

当社は、代表取締役社長の直属組織として内部監査室を設置しており、その人員は2名であります。内部監査計画を立案し、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に基づき内部監査を実施しております。必要に応じて監査等委員である取締役及び監査法人と相互に連携し、当社の健全性等を確保しております。

## 5. 執行会議、事業推進会議

当社は、執行役員による業務執行を円滑にするため、執行会議を開催しています。

また会社の業務遂行に関する重要事項について、個別経営課題の協議の場として、取締役、執行役員、部門長によって構成される事業推進会議を定期的に開催しております。ここでは、各経営課題や業務執行について実務的な検討が行われ、経営の迅速な意思決定を支えております。その運営内容につきましては監査等委員である取締役が適宜出席し、確認を行っております。

## B. 内部統制システムの整備状況

### 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を確保するため、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定め、体制を構築しております。その概要は次の通りであります。

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①全取締役に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた倫理規程を作成し、取締役が法令・定款等に違反していることを取締役又は社員等が発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。

②全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた服務規程を作成し、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。

#### 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、「職務執行情報」という。）の取扱いは、当社文書管理規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

②職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

③前2項に係る事務は、経営企画本部担当取締役が所管する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置する。

②内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

③内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部監査室長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。

④内部監査室の活動を円滑にするために、プロジェクト管理規程、関連する社内規程（債権管理規程、経理規程等）などの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

#### 4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画等に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。

②業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な情報が全役員に提供される体制をとるものとする。

#### 5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の親会社及び子会社となる会社は存在しないが、今後企業集団として業務を行う必要が生じた場合には、企業集団としての企業行動指針を定め、企業理念の統一を保つこと等を行う。

#### 6. 監査等委員の職務を補助すべき使用者を置くことに関する事項

監査等委員の職務を補助すべき部署として監査等委員会から事務局の設置を要請された場合には、監査等委員の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

7. 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ①監査等委員の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
  - ②監査等委員付き使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査等委員の指揮命令下で職務を遂行  
　　その評価については監査等委員の意見を聴取するものとする。
8. 監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項
  - ①監査等委員の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮権は、監査等委員に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないこととする。
  - ②監査等委員の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員に係る業務に優先して従事するものとする。
9. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
  - ①取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
    - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
    - ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
    - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
    - ・社内申請書等監査等委員から要求された会議議事録等の内容
  - ②前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
    - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
    - ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
    - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
    - ・社内申請書等監査等委員から要求された会議議事録等の内容
10. 監査等委員への報告をした者が当該報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
  - ①監査等委員は、取締役会及びその他業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受けることとする。
  - ②取締役及び使用人は、当社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項、違法または不正行為を認知した場合の他、会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査等委員に報告する。
  - ③上記の報告体制に関する実効性を確保するため、社内規程等に基づき、その当該体制を明確化し、取締役及び使用人に対して周知する。
  - ④当社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査等委員に報告したものに対し、当該通報・報告をしたこと理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底する。
11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
　　監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。
12. その他の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ①監査等委員は内部監査室と監査計画を協議すると共に、内部監査室の監査結果並びに指摘及び提言事項等について協議を行う等密接な情報交換を行う。また、監査等委員は会計監査人とも密接な連携を行う。
  - ②代表取締役社長と監査等委員は、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行う。
13. 財務報告の基本方針  
　　当社は、信頼性のある財務報告を重視し、開示を通じて、投資家が安心して投資し、資金の流れが円滑化され、経済が活性化されることに資することを財務報告の基本方針とする。
14. 信頼性のある財務報告を行うための体制
  - ①経営者は信頼性のある財務報告の作成に必要とされる能力の内容を定め、その内容を定期的に見直し、常に適切なものにしなければならない。
  - ②経営者は前項の能力を有する人材を確保・配置しなければならない。
  - ③経営者は信頼性のある財務報告を行うため、財務報告に係る内部統制の役割を明確にしなければならない。

### C. 社外取締役

当社の社外取締役は3名であります。

当社と当社の社外取締役との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針を特に定めてはおりませんが、東京証券取引所の定める上場規程等も十分に意識しつつ、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、就任前の経歴も踏まえ、監査の中立性及び独立性を確保できるものを選任しております。当社は、社外取締役水野辰哉氏、志賀徹也氏及び小須田明子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

なお、社外取締役は、会社の運営方針を協議する場である取締役会及び監査等委員会に出席し、必要に応じて発言を行うこと等により、事業運営を監督するほか、会計監査人と内部監査室と定期的に面談を行い、情報を入手しており、相互に連携しております。入手できる情報は常勤取締役と同水準のものとなっております。

### D. 役員報酬等

①役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	譲渡制限付 株式	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	98,075	73,740	10,554	13,781	—	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	—	—	—	—	—	—
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	9,000	9,000	—	—	—	3

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別に前期の職務遂行に応じた業績加減を行って算定しています。各社外取締役の報酬は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査等委員会で決定した基準に従い算定しております。
3. 上記表のストックオプションは、平成28年6月23日開催の第36期定時株主総会の決議により、ストックオプションとして取締役4名に付与した新株予約権4,488千円及び、平成29年6月27日開催の取締役会決議により、ストックオプションとして取締役4名に付与した新株予約権6,066千円であります。
4. 上記表の譲渡制限付株式は、平成29年6月27日開催の取締役会決議により、譲渡制限付株式報酬として取締役4名に付与した13,781千円であります。

②提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

### E. 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間における実施状況

- ①当期における取締役会の開催は、臨時取締役会を含め19回であります。
- ②監査等委員会は、原則として月1回開催されております。
- ③事業推進会議は、原則として毎月第2、第4火曜日に開催しております。
- ④監査法人は、会計監査の概要を取締役及び監査等委員である取締役へ報告しております。

### F. 自己株式の取得の内容

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

#### G. 中間配当

当社は、中間配当金については、株主の機動的な利益還元を可能とするため、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる旨定款で定めております。

#### H. 取締役の員数

当社の取締役は、監査等委員である取締役以外の取締役は5名以内とし、監査等委員である取締役は3名以内とする旨定款に定めております。（本書提出日現在）

#### I. 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、かつ累積投票によらない旨定款に定めております。ただし、取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行うものであります。

#### J. 取締役の解任決議要件

当社は、取締役の解任決議について、株主総会において議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

#### K. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する金額とします。

なお、当事業年度において、当該契約の締結は行っておりません。

#### L. 株主総会の特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の円滑な審議を確保し、適切なコーポレート・ガバナンスを確保するためであります。

#### M. 株式の保有状況

①投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

該当事項はありません。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
11,700	—	11,700	—

②【その他重要な報酬の内容】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査日数、当社の規模や業務の特性等の要素を勘案し、適切に決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人日本橋事務所による監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 貢務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容把握に努めています。

また、公益財団法人財務会計基準機構の行う研修会等に参加しております。

### 1 【連結財務諸表等】

#### (1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

#### (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流动資産		
現金及び預金	1,512,232	2,397,635
完成工事未収入金	2,035,764	2,297,300
売掛金	4,886	3,925
未成工事支出金	43,366	※ 27,936
前払費用	48,699	55,469
繰延税金資産	112,581	120,286
その他	1,749	2,530
流动資産合計	<u>3,759,279</u>	<u>4,905,084</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	62,478	63,960
減価償却累計額	△43,940	△47,703
建物（純額）	18,538	16,256
工具、器具及び備品	95,969	100,940
減価償却累計額	△75,180	△82,810
工具、器具及び備品（純額）	20,789	18,130
有形固定資産合計	<u>39,327</u>	<u>34,387</u>
無形固定資産		
特許権	1,349	1,158
ソフトウエア	14,099	9,110
電話加入権	1,467	1,467
無形固定資産合計	<u>16,916</u>	<u>11,736</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	3,725	-
長期前払費用	3,855	18,932
繰延税金資産	150,188	158,379
差入保証金	29,943	30,142
敷金	84,069	85,192
投資その他の資産合計	<u>271,782</u>	<u>292,647</u>
固定資産合計	<u>328,026</u>	<u>338,771</u>
資産合計	<u>4,087,306</u>	<u>5,243,855</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
工事未払金	180,299	897,219
買掛金	3,084	4,409
未払金	55,845	97,688
未払費用	80,639	92,139
未払法人税等	120,252	109,279
未払消費税等	48,419	37,114
未成工事受入金	8,041	11,877
預り金	26,786	27,774
賞与引当金	298,186	300,427
工事損失引当金	-	306
<b>流動負債合計</b>	<b>821,555</b>	<b>1,578,236</b>
<b>固定負債</b>		
長期未払金	199,841	199,841
退職給付引当金	261,041	285,779
<b>固定負債合計</b>	<b>460,883</b>	<b>485,620</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,282,439</b>	<b>2,063,856</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>534,192</b>	<b>543,404</b>
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	<b>340,514</b>	<b>349,676</b>
<b>その他資本剰余金</b>	<b>31,009</b>	<b>63,627</b>
<b>資本剰余金合計</b>	<b>371,524</b>	<b>413,303</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>	<b>6,159</b>	<b>6,159</b>
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>別途積立金</b>	<b>300,000</b>	<b>300,000</b>
<b>繰越利益剰余金</b>	<b>1,699,627</b>	<b>1,987,806</b>
<b>利益剰余金合計</b>	<b>2,005,787</b>	<b>2,293,966</b>
<b>自己株式</b>	<b>△171,784</b>	<b>△135,282</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>2,739,718</b>	<b>3,115,392</b>
<b>新株予約権</b>	<b>65,148</b>	<b>64,606</b>
<b>純資産合計</b>	<b>2,804,867</b>	<b>3,179,998</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>4,087,306</b>	<b>5,243,855</b>

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	※1 5,809,342	※1 6,068,311
売上原価	※2 3,964,523	※2,※4 4,205,309
売上総利益	1,844,819	1,863,001
販売費及び一般管理費	※3 1,211,564	※3 1,257,180
営業利益	633,255	605,821
営業外収益		
受取利息	278	202
未払配当金除斥益	312	450
保険返戻金	-	1,277
新株予約権戻入益	-	3,616
その他	178	1,198
営業外収益合計	770	6,744
営業外費用		
支払利息	289	-
投資有価証券売却損	-	1,415
売上債権売却損	39,934	-
その他	-	206
営業外費用合計	40,224	1,621
経常利益	593,800	610,944
税引前当期純利益	593,800	610,944
法人税、住民税及び事業税	197,930	195,407
法人税等調整額	△31,319	△15,896
法人税等合計	166,610	179,510
当期純利益	427,189	431,434

【完成工事原価報告書】

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 材料費		302	0.0	1,411	0.1
II 労務費		157,488	6.6	182,487	6.8
III 外注費		2,201,556	91.6	2,380,408	88.9
IV 経費		43,840	1.8	112,463	4.2
(うち人件費)		(28,939)	(1.2)	(37,853)	(1.4)
計		2,403,188	100.0	2,676,771	100.0

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算であり、期中は予定原価を用い、原価差額は原則として売上原価に賦課しております。

【マネジメントサービス料原価明細書】

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費		1,154,925	74.7	1,125,030	74.4
II 外注費		65,459	4.2	55,745	3.7
III 経費等		325,594	21.1	331,414	21.9
(うち人件費)		(210,316)	(13.6)	(227,474)	(15.0)
計		1,545,978	100.0	1,512,189	100.0

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算であり、期中は予定原価を用い、原価差額は原則として売上原価に賦課しております。

【その他売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 経費等		15,355	100.0	16,348	100.0
計		15,355	100.0	16,348	100.0

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算であり、期中は予定原価を用い、原価差額は原則として売上原価に賦課しております。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
当期首残高	534,192	340,514	12,627	353,142	6,159	300,000	1,385,452	1,691,612
当期変動額								
新株の発行								
新株予約権の行使			18,382	18,382				
剰余金の配当							△113,015	△113,015
当期純利益							427,189	427,189
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	18,382	18,382	-	-	314,174	314,174
当期末残高	534,192	340,514	31,009	371,524	6,159	300,000	1,699,627	2,005,787

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△193,395	2,385,551	14,050	2,399,602
当期変動額				
新株の発行				
新株予約権の行使	21,610	39,992		39,992
剰余金の配当		△113,015		△113,015
当期純利益		427,189		427,189
自己株式の取得		-		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			51,097	51,097
当期変動額合計	21,610	354,167	51,097	405,265
当期末残高	△171,784	2,739,718	65,148	2,804,867

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	534,192	340,514	31,009	371,524	6,159	300,000	1,699,627	2,005,787
当期変動額								
新株の発行	9,212	9,162		9,162				
新株予約権の行使			32,617	32,617				
剰余金の配当							△143,255	△143,255
当期純利益							431,434	431,434
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	9,212	9,162	32,617	41,779	-	-	288,179	288,179
当期末残高	543,404	349,676	63,627	413,303	6,159	300,000	1,987,806	2,293,966

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△171,784	2,739,718	65,148	2,804,867
当期変動額				
新株の発行		18,374		18,374
新株予約権の行使	36,502	69,119		69,119
剰余金の配当		△143,255		△143,255
当期純利益		431,434		431,434
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△541	△541
当期変動額合計	36,501	375,673	△541	375,131
当期末残高	△135,282	3,115,392	64,606	3,179,998

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	593, 800	610, 944
減価償却費	19, 768	18, 399
賞与引当金の増減額（△は減少）	8, 077	2, 241
退職給付引当金の増減額（△は減少）	31, 262	24, 737
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△200, 980	-
長期未払金の増減額（△は減少）	199, 841	-
受取利息及び受取配当金	△278	△202
支払利息	289	-
投資有価証券売却損益（△は益）	-	1, 415
売上債権の増減額（△は増加）	307, 368	△260, 574
未成工事支出金の増減額（△は増加）	△15, 556	15, 429
仕入債務の増減額（△は減少）	△579, 477	718, 245
未成工事受入金の増減額（△は減少）	5, 501	3, 836
工事損失引当金の増減額（△は減少）	-	306
その他	53, 308	98, 293
<b>小計</b>	<b>422, 925</b>	<b>1, 233, 071</b>
利息の受取額	278	202
利息の支払額	△289	-
法人税等の支払額	△184, 891	△200, 702
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>238, 023</b>	<b>1, 032, 571</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△4, 253	△7, 967
無形固定資産の取得による支出	△3, 796	△312
敷金の差入による支出	△7, 475	△1, 804
敷金の回収による収入	1, 983	329
差入保証金の回収による収入	20, 501	-
投資有価証券の売却による収入	-	2, 310
その他	303	△14, 789
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>7, 262</b>	<b>△22, 233</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	△11, 038	-
ストックオプションの行使による収入	28, 306	18, 006
配当金の支払額	△111, 874	△142, 940
その他	-	△0
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△94, 605</b>	<b>△124, 934</b>
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	150, 680	885, 403
現金及び現金同等物の期首残高	1, 361, 551	1, 512, 232
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1, 512, 232	※ 2, 397, 635

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

### 3．固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～10年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

### 4．引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について損失見込額を計上しております。

### 5．収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ その他の工事

工事完成基準

## 6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## 7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### (未適用の会計基準等)

#### 1. 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日）

##### (1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

##### (2) 適用予定日

平成31年3月期の期首より適用予定であります。

##### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

#### 2. 「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

##### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

##### (2) 適用予定日

平成34年3月期の期首より適用予定であります。

##### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

※ 未成工事支出金及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金の額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
未成工事支出金	一千円	0千円

(損益計算書関係)

※1 売上高の内訳

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
完成工事高	2,566,074千円	2,781,940千円
マネジメントサービス料収入	3,225,720千円	3,268,132千円
その他売上高	17,546千円	18,237千円
計	5,809,342千円	6,068,311千円

※2 売上原価の内訳

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
完成工事原価	2,403,188千円	2,676,771千円
マネジメントサービス料原価	1,545,978千円	1,512,189千円
その他売上原価	15,355千円	16,348千円
計	3,964,523千円	4,205,309千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
役員報酬	124,670千円	107,075千円
従業員給与	497,908千円	501,893千円
賞与引当金繰入額	147,887千円	150,651千円
役員退職慰労引当金繰入額	4,067千円	一千円
法定福利費	84,146千円	84,246千円
減価償却費	5,994千円	5,586千円
支払手数料	86,297千円	101,345千円
消耗品費	48,849千円	51,036千円
採用教育費	23,221千円	56,385千円
おおよその割合		
販売費	0.8%	1.0%
一般管理費	99.2%	99.0%

※4 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
工事損失引当金繰入額	一千円	306千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,725,000	—	—	12,725,000

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,423,500	—	158,900	1,264,600

## (変動事由の概要)

普通株式の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

## 3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	65,148
合計		—	—	—	—	65,148

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	113,015	10.0	平成28年3月31日	平成28年6月24日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会	普通株式	143,255	利益剰余金	12.5	平成29年3月31日	平成29年6月28日

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,725,000	50,900	—	12,775,900

(変動事由の概要)

普通株式の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,264,600	1	268,400	996,201

(変動事由の概要)

普通株式の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	64,606
合計		—	—	—	—	64,606

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月12日取締役会	普通株式	143,255	12.5	平成29年3月31日	平成29年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年5月14日取締役会	普通株式	153,104	利益剰余金	13.0	平成30年3月31日	平成30年6月11日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金	1,512,232千円	2,397,635千円
現金及び現金同等物	1,512,232千円	2,397,635千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 及び

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金及び安全性の高い有価証券等に限定し、自己資金により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である完工工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金、買掛金及び未払金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は顧客の信用リスクについて、与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社における投資有価証券は非上場株式等であり、投資に係る市場リスクの管理として、定期的に決算書を入手し、財務状況の検討を行っております。また、市場環境等の継続的なモニタリングを通して保有状況の見直しの検討を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は資金の流動性リスクについて、担当部署が適時資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)。

前事業年度（平成29年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,512,232	1,512,232	—
(2) 完工工事未収入金	2,035,764	2,035,764	—
(3) 売掛金	4,886	4,886	—
資産計	3,552,883	3,552,883	—
(1) 工事未払金	180,299	180,299	—
(2) 買掛金	3,084	3,084	—
(3) 未払金	55,845	55,845	—
負債計	239,229	239,229	—

当事業年度（平成30年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,397,635	2,397,635	—
(2) 完成工事未収入金	2,297,300	2,297,300	—
(3) 売掛金	3,925	3,925	—
資産計	4,698,861	4,698,861	—
(1) 工事未払金	897,219	897,219	—
(2) 買掛金	4,409	4,409	—
(3) 未払金	97,688	97,688	—
負債計	999,317	999,317	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 完成工事未収入金、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 工事未払金、(2) 買掛金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
投資有価証券	3,725	—
非上場株式	3,725	—
差入保証金	29,943	30,142
敷金	84,069	85,192

上記については、市場価格がなく、または回収期日が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,512,232	—	—	—
完成工事未収入金	2,035,764	—	—	—
売掛金	4,886	—	—	—

当事業年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,397,635	—	—	—
完成工事未収入金	2,297,300	—	—	—
売掛金	3,925	—	—	—

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により、退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	229,779千円	261,041千円
退職給付費用	48,031千円	47,598千円
退職給付の支払額	△17,170千円	△22,861千円
その他	401千円	一千円
退職給付引当金の期末残高	261,041千円	285,779千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	261,041千円	285,779千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	261,041千円	285,779千円
退職給付引当金	261,041千円	285,779千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	261,041千円	285,779千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 48,031千円 当事業年度 47,598千円

## (ストック・オプション等関係)

## 1. 費用計上額及び科目名

科目名	前事業年度	当事業年度
(株式報酬費用)	( 62,784千円)	( 54,195千円)
売上原価	27,836千円	27,990千円
販売費及び一般管理費	34,947千円	26,205千円

## 2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度	当事業年度
新株予約権戻入益	—	3,616千円

## 3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

	第4回②-①新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員3名、従業員111名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式216,700株
付与日	平成19年10月17日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年7月1日～平成29年6月15日

	第4回②-②新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員3名、従業員111名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式216,700株
付与日	平成19年10月17日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成23年7月1日～平成29年6月15日

	第4回③-①新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員2名、従業員13名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式22,100株
付与日	平成20年3月19日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年7月1日～平成29年6月15日

	第4回③-②新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員2名、従業員13名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式22,100株
付与日	平成20年3月19日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成23年7月1日～平成29年6月15日

	2016年度新株予約権（Aタイプ）
決議年月日	平成28年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（監査等委員である取締役を除く）5名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式101,400株
付与日	平成28年7月11日
権利確定条件	新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（常勤取締役が非常勤取締役になった場合において、役員としての職務の内容又はその地位が激変したと認められるときは、常勤取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年7月12日～平成68年7月11日

	2016年度新株予約権（Bタイプ）
決議年月日	平成28年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（監査等委員である取締役を除く）5名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式27,000株
付与日	平成28年7月11日
権利確定条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。  当社の平成29年3月期における経常利益（株式報酬型ストック・オプションBタイプ及びCタイプの業績条件判定前の金額）（以下、「判定前経常利益」という。）が下記イ若しくはロに掲げる金額以上となった場合、割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数（1個未満の端数切り捨て）を行使することができる。 イ 判定前経常利益が5億3,780万円以上となった場合 行使可能割合： 50% ロ 判定前経常利益が5億7,000万円以上となった場合 行使可能割合： 100%
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

	2016年度新株予約権（Cタイプ）
決議年月日	平成28年 6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員178名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式162,000株
付与日	平成28年 7月11日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社の平成29年3月期における経常利益（株式報酬型ストック・オプションBタイプ及びCタイプの業績条件判定前の金額）（以下、「判定前経常利益」という。）が下記イ若しくはロに掲げる金額以上となった場合、割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数（1個未満の端数切り捨て）を行使することができる。</p> <p>イ 判定前経常利益が5億3,780万円以上となった場合 行使可能割合： 50%</p> <p>ロ 判定前経常利益が5億7,000万円以上となった場合 行使可能割合： 100%</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

	2017年度新株予約権（Bタイプ）
決議年月日	平成29年 6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（監査等委員である取締役を除く）4名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式18,000株
付与日	平成29年 7月25日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社の平成30年3月期における経常利益（株式報酬型ストック・オプションBタイプ及びCタイプの業績条件判定前の金額）が、600百万円以上となった場合、それぞれ定められた個数を行使することができる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

	2017年度新株予約権（Cタイプ）
決議年月日	平成29年 6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員176名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式135,000株
付与日	平成29年 7月25日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社の平成30年3月期における経常利益（株式報酬型ストック・オプションBタイプ及びCタイプの業績条件判定前の金額）が、600百万円以上となった場合、それぞれ定められた個数を行使することができる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

(注)株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成30年3月期）において存在したストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第4回②-①	第4回②-②	第4回③-①	第4回③-②
決議年月日	平成19年6月27日	平成19年6月27日	平成19年6月27日	平成19年6月27日
権利確定前				
前事業年度末（株）	—	—	—	—
付与（株）	—	—	—	—
失効（株）	—	—	—	—
権利確定（株）	—	—	—	—
未確定残（株）	—	—	—	—
権利確定後				
前事業年度末（株）	43,000	43,000	9,000	9,000
権利確定（株）	—	—	—	—
権利行使（株）	41,500	41,500	9,000	9,000
失効（株）	1,500	1,500	—	—
未行使残（株）	—	—	—	—

	2016年度新株予約権 (Aタイプ)	2016年度新株予約権 (Bタイプ)	2016年度新株予約権 (Cタイプ)	2017年度新株予約権 (Bタイプ)
決議年月日	平成28年6月23日	平成28年6月23日	平成28年6月23日	平成29年6月27日
権利確定前				
前事業年度末（株）	—	21,600	158,400	—
付与（株）	—	—	—	18,000
失効（株）	—	—	—	—
権利確定（株）	—	21,600	158,400	—
未確定残（株）	—	—	—	18,000
権利確定後				
前事業年度末（株）	52,250	—	—	—
権利確定（株）	25,350	21,600	158,400	—
権利行使（株）	—	21,600	145,800	—
失効（株）	—	—	12,600	—
未行使残（株）	77,600	—	—	—

	2017年度新株予約権 (Cタイプ)
決議年月日	平成29年6月27日
権利確定前	
前事業年度末(株)	—
付与(株)	135,000
失効(株)	5,500
権利確定(株)	—
未確定残(株)	129,500
権利確定後	
前事業年度末(株)	—
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未行使残(株)	—

②単価情報

	第4回②-①	第4回②-②	第4回③-①	第4回③-②	2016年度 新株予約権 (Aタイプ)	2016年度 新株予約権 (Bタイプ)
権利行使価格(円)	185	185	138	138	1	1
行使時平均株価(円)	361	361	361	361	—	362
付与日における公正な評価単価(円)	53.72	55.43	39.19	40.53	192.00	274.00

	2016年度 新株予約権 (Cタイプ)	2017年度 新株予約権 (Bタイプ)	2017年度 新株予約権 (Cタイプ)
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	408	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	274.00	337.00	337.00

3.当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1)2017年度新株予約権(Bタイプ)

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注)1	23.88%
予想残存期間	(注)2	1.2年
予想配当	(注)3	12.5円/株
無リスク利子率	(注)4	△0.11%

(注) 1. 1年間(平成28年5月13日から平成29年7月25日まで)の株価実績に基づき算定しました。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。
3. 平成29年3月期の配当実績によります。
4. 予想残存期間と同期間に応する国債の利回りに基づき算定しております。

(2) 2017年度新株予約権 (Cタイプ)

① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	23.88%
予想残存期間	(注) 2	1.2年
予想配当	(注) 3	12.5円/株
無リスク利子率	(注) 4	△0.11%

(注) 1. 1年間（平成28年5月13日から平成29年7月25日まで）の株価実績に基づき算定しました。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。
3. 平成29年3月期の配当実績によります。
4. 予想残存期間と同期間に応する国債の利回りに基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
(1) 流動資産		
賞与引当金	92,020千円	93,061千円
未払法定福利費	11,305千円	11,301千円
未払事業税	7,832千円	7,748千円
未払事業所税	1,423千円	1,428千円
工事損失引当金	一千円	93千円
貯蔵品	一千円	1,356千円
その他	一千円	5,297千円
計	112,581千円	120,286千円
(2) 固定資産		
退職給付引当金	79,943千円	87,505千円
長期未払金	61,191千円	61,191千円
新株予約権	18,408千円	19,782千円
一括償却資産	2,626千円	2,738千円
投資有価証券評価損	1,394千円	一千円
資産除去債務（敷金償却）	542千円	650千円
礼金	49千円	109千円
譲渡制限付株式報酬	一千円	4,219千円
その他	一千円	306千円
計	164,155千円	176,504千円
繰延税金資産小計	276,737千円	296,791千円
評価性引当額	△13,967千円	△18,124千円
繰延税金資産合計	262,770千円	278,666千円
繰延税金資産の純額	262,770千円	278,666千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.86%	—
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.16%	—
新株予約権	0.45%	—
住民税均等割	0.16%	—
評価性引当額の増減額	0.11%	—
法人税額の特別控除	△2.63%	—
その他	△1.05%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.06%	—

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

関連会社がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社はオフィスや各種施設に関するCM（コンストラクション・マネジメント）手法のプロジェクト・マネジメント事業を展開しており、そのサービスの内容から、「オフィス事業」、「CM事業」及び「C R E M事業」の3つを報告セグメントとしております。

「オフィス事業」は、オフィスの移転・新設・改修のプロジェクト・マネジメント、I C T・データセンターの構築、ワークスタイルの変革等、オフィスづくりと運用に関するあらゆる業務をサポートしております。

「CM事業」は、ビルや学校、工場、医療施設、鉄道駅施設、商業施設、その他各種施設の建設・運用に関する業務をCM手法でサポートしております。

「C R E M事業」は、企業の保有資産の最適化をサポートするC R E M（コーポレート・リアル・エステート・マネジメント）として、固定資産の管理・運用業務、多拠点統廃合業務をアウトソーサーとして最適化するサービス等を提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	オフィス事業	CM事業	C R E M事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	2, 148, 090	2, 681, 587	979, 664	5, 809, 342
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—
計	2, 148, 090	2, 681, 587	979, 664	5, 809, 342
セグメント利益	200, 127	208, 749	224, 378	633, 255
セグメント資産	783, 070	991, 924	362, 448	2, 137, 443
その他の項目				
減価償却費	4, 324	10, 377	5, 065	19, 768
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1, 760	4, 225	2, 062	8, 049

(注)セグメント利益は、損益計算書の営業利益と一致しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

	オフィス事業	CM事業	CREM事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	2,192,012	2,934,716	941,582	6,068,311
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—
計	2,192,012	2,934,716	941,582	6,068,311
セグメント利益	141,965	263,203	200,652	605,821
セグメント資産	852,081	1,147,185	373,393	2,372,660
その他の項目				
減価償却費	4,678	9,083	4,638	18,399
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,105	4,087	2,087	8,279

(注)セグメント利益は、損益計算書の営業利益と一致しております。

#### 4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	2,137,443	2,372,660
全社資産	1,949,863	2,871,195
財務諸表の資産合計	4,087,306	5,243,855

(注)全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金によるものであります。

#### 【関連情報】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
公立大学法人大阪府立大学	1,026,995	CM事業

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
公立大学法人大阪府立大学	1,294,248	CM事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

## (1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1 株当たり純資産額	239.06円	264.47円
1 株当たり当期純利益金額	37.73円	37.02円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	36.50円	36.13円

(注1) 算定上の基礎

## 1. 1 株当たり純資産額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	2,804,867	3,179,998
普通株式に係る純資産額(千円)	2,379,718	3,115,392
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	65,148	64,606
普通株式の発行済株式数(千株)	12,725	12,775
普通株式の自己株式数(千株)	1,264	996
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	11,460	11,779

## 2. 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	427,189	431,434
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	427,189	431,434
普通株式の期中平均株式数(千株)	11,322	11,655
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(千株)	381	285
(うち新株予約権(千株))	(381)	(285)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	62,478	1,482	—	63,960	47,703	3,763	16,256
工具、器具及び備品	95,969	6,485	1,514	100,940	82,810	9,144	18,130
有形固定資産計	158,447	7,967	1,514	164,901	130,513	12,907	34,387
無形固定資産							
特許権	—	—	—	1,530	372	191	1,158
ソフトウェア	—	—	—	26,505	17,395	5,301	9,110
電話加入権	—	—	—	1,467	—	—	1,467
無形固定資産計	—	—	—	29,503	17,767	5,492	11,736
長期前払費用	3,855	18,143	3,066	18,932	—	—	18,932

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 LAN電源工事 1,482百万円  
工具、器具及び備品 大判プリンター購入 1,400百万円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 ワークステーション除却 1,514百万円

3. 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	298,186	300,427	298,186	—	300,427
工事損失引当金	—	306	—	—	306

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	1,061,328	2,373,596	4,262,766	6,068,311
税引前 四半期(当期)純利益金額 (千円)	45,779	197,524	394,101	610,944
四半期(当期)純利益金額 (千円)	31,309	135,964	283,218	431,434
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	2.72	11.75	24.37	37.02

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	2.72	8.99	12.56	12.61

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三井UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三井UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	定款第5条(公告方法)に次の通り規定しております。 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむをえない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="https://www.meijo.co.jp/ir/e_announce/">https://www.meijo.co.jp/ir/e_announce/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 定款第8条(単元未満株主の権利制限)に次の通り規定しております。

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第37期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

平成29年6月27日関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第37期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

平成29年6月27日関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第1四半期（第38期）（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）

平成29年8月8日関東財務局長に提出

第2四半期（第38期）（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）

平成29年11月9日関東財務局長に提出

第3四半期（第38期）（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）

平成30年2月8日関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成29年6月28日関東財務局長に提出

#### (5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度（第37期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

平成29年6月28日関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月26日

明豊ファシリティワークス株式会社  
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	山 村 浩太郎	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	遠 藤 洋 一	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	新 藤 弘 一	印

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明豊ファシリティワークス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明豊ファシリティワークス株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、明豊ファシリティワークス株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、明豊ファシリティワークス株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

\*1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4 第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6月26日
【会社名】	明豊ファシリティワークス株式会社
【英訳名】	Meiho Facility Works Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大貫 美
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 経営企画本部長 大島 和男
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目 7番9号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長大貫美及び当社最高財務責任者常務取締役大島和男は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲については、前事業年度の売上高の金額のうち概ね2／3に達する本社を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売上債権及び工事原価に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。

## 【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成30年6月26日

【会社名】

明豊ファシリティワークス株式会社

【英訳名】

Meiho Facility Works Ltd.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 大貫 美

【最高財務責任者の役職氏名】

常務取締役 経営企画本部長 大島 和男

【本店の所在の場所】

東京都千代田区平河町二丁目7番9号

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

**1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】**

当社代表取締役社長大貫美及び当社最高財務責任者常務取締役大島和男は、当社の第38期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

**2 【特記事項】**

確認に当たり、特記すべき事項はありません。